

<p>宮嶋委員長</p>	<p>(13:27)</p> <p>そしたら、ちょっと早いですがけれども、全員おそろいですので始めさせていただきますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、始めさせていただきます。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>すみません、時間だけ、何時までにするかというの決めて。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>じゃ、それはちょっと今日の進め方の中で議論します。</p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまの出席委員は全員でございますので、定足数に達しております。</p> <p>これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会します。</p> <p>本日の議題につきましては、お手元に配付した次第のとおりであります。</p> <p>なお、高岡委員より急用ができたので3時をめぐりに早退するとの申出がありましたので、報告しておきます。</p> <p>また、委員会条例第13条の規定により、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。</p> <p>また、今日の記録につきましては、委員会条例第25条の規定により、委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日、会議録を確認させていただきます。</p> <p>したがって、発言の際は挙手願ひ、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いをいたします。</p> <p>それでは、議題に入るわけですが、議題の1、まず最初に、議会運営に係る整理についてであります。</p> <p>本件は、去る12月14日付けで全議員に対して資料の送付がありましたので、この資料を活用しながら進めていきたいと思っております。</p> <p>また、進めるに当たって皆さんからのご意見があれば最初に出していただいて進行していきたいと思うんですが、今日の議会運営委員会の進め方等でご意見がございましたら最初にお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>森本委員。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>終了の時間を決めといたほうがいいんじゃないかな。審議の時間を2時間やったら2時間と決めて、2時間なら3時半ですか。終了の時間を。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、森本委員から終了の時間を決めて、それをめぐりに審議をしてはどうかという提案がありました。いかがでしょうか。</p>

佐々木委員	よろしいか。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木委員	結構ですけれども、ただ、終わらなかつたらもう一回別の日にするという話であって、そこは進行状況によって判断をしないと、また日程調整するの大変だということです。
宮嶋委員長	<p>ほかどうでしょうか。</p> <p>私のほうから、今のことについてですけれども、今日やった中身、どこまでまとまるかは進行次第なんですけど、もう一度1月に議会運営委員会を開かなければならないのではないかという見通しを持っております。それで、日程的なことがありますので、また後でご協議いただきたいと思いますが、1月16日から始まる週で一度持っておきたいなど。もうそれが必要なければ、先ほど事務局のほうからあった2月1日ということになるんですが、一応、そういうふうにしといたほうがスムーズに次の定例会も進められるし、今、我々が課題としていることもできるのではないかという思いを持っております。これは思いですので、後でまた協議いただいたらというふうに思います。</p> <p>また、今2時間ということがありましたけど、それも進行状況にもよりますが、こういう季節柄、また、大変寒さも厳しいので、もうそんなに遅くなって真っ暗になってしまったなということにならんようにお願いをしたいと思っております。</p> <p>そのほか、どうでしょうかね。8つの項目についての提案いただいているんですが、例えば優先順位で先にこれからやろうとか、そういうことはないでしょうか。いかがでしょうか。ないですか。ないようでしたら、私のほうからなんですけど、この議会もこのメンバーも2月の定例会が終わりますと、木津川市は4月に改選がありますし、精華町も2年ごとの委員の改選がありますので、全員がそろって次の5月の臨時議会を迎えるということはないと思うんです。だから、5月の臨時議会での課題になりますところの役員の選出方法だとか、それから、前回の定例会でホームページの充実についての質疑等があって、事務局のほうで一定の予算を設けてホームページの充実を図りたいという思いもお持ちのようですので、そうした関連を先にやらせていただいて、その後、必要な事項ということにさせていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では、特にご異議がありませんのでそうさせていただきます。</p> <p>そうしましたら、皆さんのところで、それぞれのチームでたたき台を作ってきていただいておりますので、その関係で進めさせていただ</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>きたいと思います。</p> <p>今、私のほうで役職の改選の話を最初に出させていただきましたが、これは精華町のほうで申合せ案をつくっていただいております。幾つかあるわけなんです、特に2番の議会の構成というところで初議会、正副議長の任期、正副議長の選出、議会運営委員会正副委員長の選出方法、監査委員の任期、後任者の任期、議席の決め方などがあります。それで、ここを最初に確認ができればというふうに思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>そうしましたら、ここに関わってたたき台を出していただいているのは精華町のチームからですので、どなたか説明いただけますでしょうか。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>よろしいか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>基本的には、申合せ案はあくまでも案段階ですので、今日の結果によっては、当然、その案の中身が変更になることは十分あり得るというふうに、そこは大前提です。基本的な考え方は、申合せというよりも、うちが担当した3項目の、要するにページで言ったら2ページ目の一番上の役員選出の考え方が基本として、この2は構成されているということのことです。前も申し上げましたけれども、現在のところ確認されているのは、正副議長に対しては別々の議会から選出するということが申合せがされているわけですから、現段階では、それはそれでいいんだろうというふうに思っています。ただ、この間の動きの中で、議会運営委員会が設定されたということもありますし、また、これも今日以降の話合いによりますけれども、いわゆる本会議主義を取るのか、もしくは委員会主義を取るのか、議会運営の基本として。それによっては、当然ながら委員会条例にある特別委員会の設置という話が浮上する可能性があるわけですから、そことの関連性が出てくるという前提の下で、2つの市町の議会でしか構成されていない組合ですので、正副議長と正副の議会運営委員会委員長に関しては、双方クロスするたすきがけの選出をすることを基本にしたらどうかというのが基本的な考え方であります。</p> <p>初議会に関しては、これはもう大体どこの議会も一緒だと思いますけれども、何も決まっていない。要するに議員だけが決まっていて、議長は決まっていない段階では、通常事務局と臨時議長で運用することになりますし、そういう順番で順番に決めていくということが初議会の話です。</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>2 に関しても、任期はほぼこれも一緒ですので、これもほぼ木津川市議会さんの申合せに近い書き方をさせてもらっています。</p> <p>3 については、さっき申し上げたとおりです。</p> <p>4 については、まさにさっき申し上げたとおりですよ。ごめんなさい、3、4 がさっき申し上げたとおりです。</p> <p>5 に関しても、現在は特に申合せありませんが、監査委員の任期は基本的に4年ですから、ほとんどの議会が大体この正副議長の任期とほぼ同じで交代をするということもありますので、本組合議会に関しては、基本的に2年交代ということがこの間にあるという前提で、監査委員さんも任期を2年で交代をしてもらうということを前提としています。6番は後任者の話ですね。残任期の話です。7はあくまで案ですけれども、議会によっては、例えば当選回数順とかいったようなことをやっているところもあると思うんですけれども、特に8人しかない議会でそこまでやらなくてもいいと思いますので、単純に埋めたらいいかなという発想からの案であります。</p> <p>取りあえず以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、役員選出の考え方の部分と、それに関わって初議会の関係、説明をいただいたわけですが、どこからでも結構ですので、皆様のご意見を出していただけたらと思います。いかがでしょうか。</p> <p>高岡さん。</p>
<p>高岡委員</p>	<p>まず、今、佐々木委員おっしゃったところなんです、正副議長の選出方法は2年交代で、それでいいと思うんです。議会運営委員会のほうも、それに合わせてクロスしていけばいいのかなというところは同じなんです。監査委員の任期が、木津川市2年なんです、精華町は4年ですか。2年ですか。それを2年交代、今後、組合でするところ、少しちょっと意見交換していただけたらなと思いました。</p> <p>後は別に何もありません。このままで大丈夫です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>まず、2つあると思うんですが、議長・副議長の選出方法はもう決まっていると。だから、次の5月には精華町から議長を選んでいただくと。副議長は木津川市だと。そのときに、議会運営委員会の正副を決めるときに、今の提案はクロスでありますから、議運委員長は木津川市から、そして、副委員長は精華町からということの提案ですね。当面のことで言うとね。その上で、監査委員については、これは2年交代ということは、最初のスタートは何かあるんですか、佐々木さんの思うところは。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>よろしいか。</p>

宮嶋委員長	はい。
佐々木委員	<p>現段階では、監査委員、議選監査に関しては、取決めはないんですよ。どこからやろうが、取決めはありませんので、それもうケース・バイ・ケースで対応するのが、やむを得ないのが現状だと思っています。単純に2年というのは、ほかの、特に正副議長の関係及びさっきあったように、2つの市町の議会からは2年交代でそれぞれ委員の改選がありますから、要するに本体の委員改選がありますから、それに合わせるのが一番妥当だろうということが2年の根拠で、それ以外はありません。ただ、例えば今後考えられるのは、ここに書いてありましたけれども、もし特別委員会を設置して予算決算を審議するとなった場合に、通常、精華も木津川もそうだと思いますけれども、決算審査に議選監査は参加できないってなっていますよね。ですから、その関係をどう整理するかという課題が残ってくるというのはありますけれども、取りあえず今は任期の話としては、そういった意味の理由ということ。</p>
宮嶋委員長	<p>今のことに関わってどうですか。 聞かせてもらいますが、監査委員は2年で交代すると、交代するということですか。</p>
佐々木委員	そうですよ。
宮嶋委員長	交代するということは、一方の選出、議会から選ばれても次は違うほうから選ばれるということですか。そうじゃなくて、もうちょっと。
佐々木委員	ですから、任期を2年と切っただけであって。
宮嶋委員長	任期を2年と。
佐々木委員	<p>切っただけであって、別に議会間の相互はいいと思います。そうしとかないと、8人しかいないので、固定するとかなり厳しい人選になってくる可能性があるといったことと、さっき申し上げたように、もし決算審査を委員会主義、今は本会議主義ですけれども、委員会主義を採用する場合というのは、議選監査さんをどう扱うかって話になってきますのでという意味です。だから、蛇足的には、今、全国の議会の中で議選監査を廃止する議会が出始めているので、それも1個の選</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>択肢の中にも入ってくると思うんですが、今すぐそんなことを議論しようなんて思っていないので、取りあえずそういった兼ね合いによって議選監査の在り方を今後考えていかなあかんという流れで、議会間のことではないです。単に2年間で、だから続投もあり得ますよね。再選されるということもあり得ますけれども、2年で一旦切ってもらおうという意味です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>分かりました。そしたら、監査委員は2年の任期で行うということと、それから、議運の正副委員長については、議長・副議長とクロスさせるというのが今出ているたたき台なんですけど、それについてどうでしょうか。 どうぞ、高岡さん。</p>
<p>高岡委員</p>	<p>それで僕は監査委員が確認できたので、それでいいかなというふうに思います。</p>
<p>高味議長</p>	<p>委員長言うてたのは、議長と議運の委員長が一緒でもええやんというような意見もあったから。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、実は、委員長が発言するというじゃないんですが、確認なんですけれども、佐々木さん。議運の正副をクロスするということは、今たまたま私が木津川市から委員長で出ていると。次の2年間も木津川市から出るということですが、最初スタート時期における幾つかの議運の進め方ということが課題になってくるかと思うんですが、その点では特段なにかはないんですね。もうそれはかまへんということですね。どちらが選ばれようがそれは関係ないと。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>え。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、要するに、議運委員長続きますやろ。委員長ということ言えば。このルールが決まったら、2年以上にわたって。それについては問題ないということよろしいですか。いや、その時点で、要するに同じところから選ばれれば、次の2年は少なくとも精華町から議長と議運委員長が出るということになるわけですが、クロスさせなければ。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>そんなルールないでしょう。</p>

宮嶋委員長	じゃあないから、だから、それ、そういうことにする必要はないんですねって聞いているわけ。
高岡委員	そうそう、必要ないですよ。
佐々木委員	<p>ちょっとよろしいか。ちょっと意味が理解できないんだけど、今、議長と議運委員長を同じ議会が出すというルールはないので、今はないので、要するに言いたいことは、ちょっとの間、何年間この議員やらせてもらって感じることは、2つの市町議会での運営の仕方がやっぱり違うんですよ。かなり違うんですよ、考え方が。要するに、議長はもう議会の代表なんです。いわゆる議事整理権を持っているわけでしょう。なおかつ議運の委員長は、一定、議会運営の中心人物になるわけでしょう。それをどっちかが、どちらかが、いわゆる2つのポストを取ってしまうと、運営自身はかなり偏った運営になっちゃうおそれがあるので、それをあくまでバランスを取るという意味合いから、お互い代表権を持っている議長と、それから、議会運営の中心になる、座る議運委員長は違うところから出すことによってうまくミックスした運営ができるようにしたほうがいいんじゃないかというのが趣旨です。</p>
宮嶋委員長	<p>分かりました。今の追加で説明をいただきましたけれども、どうでしょうか。この件についてはよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>いいですか。</p>
伊藤委員	それとね。
宮嶋委員長	<p>ちょっと待ってください。</p> <p>森本さん、いいですか。</p>
森本副委員長	<p>今のこれで、ほぼ集約はできているとは思いますが、そもそも今日この決めようとしていることは、今までになかったことを決めようとしているのじゃなかったか。私たちも、せめて木津川市は、一回うちの母体の議会に持ち帰って、というの、もう来年メンバー替わる可能性があるから、こういうふうにならなくて、今審議して、審議途中ですよという経過は話しして、いや、こういう意見も取り入れてほしいとかいうのあれば、聞いた上で結論を出したいなと思うので、今この</p>

森本副委員長 つづき	場では結論は出さないでほしいなと思うんです。この8つの項目について。審議するのはいいんですよ。これで決まりやと今日は言わんといていただきたいなと。
竹川委員	はい。
宮嶋委員長	はい、竹川さん。
竹川委員	森本委員、よくそれ言われるんですけども、ここはここで議会なので、確かに出身の議会はあるんですけども、どこかの議会にお伺いを立てて相談して、それでもし違う意見になったときに、その意見に左右されるというのは、この施設組合議会の独立性に反すると思うんです。ここはこの議会なので、ここで決まったことは別に木津川市議会や精華町議会にお伺いを立てるそんな上下関係ではないので、だから、ここで決まったことはもう決まりだと思います。また木津川市議会に持って行って違う意見出たとき、それに従うというの、独立した議会なので、持ち帰るという発想はちょっとやめたほうがいいと思うんです。
森本副委員長	はい。
宮嶋委員長	はい、森本さん。
森本副委員長	先ほども言ったように、今までに審議が過去に済んでるようなことならいいんですけども、今初めて出てきた議案について全部今ここで、議運そのものがこの組合では初めてなんですわ。だから、その中でも、今、審議しようとしていること自体は今までにはなかったことがたくさんあるわけですよ。だから、そういう場合は、いや、それ言わはるようになら私たちが決めたらいいんですけども、しかし、私たちだけじゃなくて、これ新たな審議やから、少なくとも言っているように木津川市の私としては、一回母体の議員のところであんなふうな決まりつつあんなんけれどもどうでしょうかというのは確認したいんです。審議するのはやぶさかじゃないんですよ。
佐々木委員	委員長よろしいですか。
宮嶋委員長	はい、佐々木さん。



佐々木委員	<p>何べんも言わしてもらっているけれども、議運の設置決めたの2月8日なんですよ。10か月前なんですよ。だから、森本さんがおっしゃるようなことを今日したかったら10か月間あったんですよ。木津川市議会の時間は。その時間、だから何だったんだってという話ですよ。</p> <p>もう一個は、今日の日程決めるときに、ここで先月も相談しましたよね、委員会で。要するに、いついつまでに、各議会から担当すること出して、14日にそれまとめたものを事務局からフィードバックしてもらおうということを決めましたよね。その上で、1週間後の今日の日程が決まっているわけです。だから、今の話からすると、12月14日に8人は知っているんですよ、お互いから何がでてくるか。知っているんですよ。皆さん、手元にいつてるでしょう。1週間あるんですよ。この1週間というのは、恐らく木津川市側でも精華町側も議員が集まる機会がありました。昨日本会議やっているから、うちも。ですから、やろうと思ったら相談する機会があったんですよ。そこはだから、それをおっしゃるんだったら、もう11月29日のこの日程決めるときに、お互いそれぞれ担当から出てきた意見をもみたいから、もんでもらうことを、私は駄目という気はありません。ただ、竹川さんも言っているように、ここは独立した議会なんだから、誰かに相談するのはいいとしても、委員さんが誰かに相談するのはいいとしても、責任は最終的には私ら8人が決めなあかん話。やはり参考までに意見を聞くということもあるとしても、それに左右される話ではないので、だから、そこがもしそんな意見だとするんだったら、今日の会議も一旦やめて仕切り直さなきゃならないって話になりますので。</p>
森本副委員長	委員長。
宮嶋委員長	森本さん。
森本副委員長	<p>今日の審議をやめとく言うてるんじゃないんですよ。確認だけ母体の議会に取りたいと。それは何でと言うと、先ほどからも言っているように、新たな事項ばかりなので、申合せにしろ何にしろね。昔の申合せの1、2の部分については過去のことなんですよけれども、それ以外のことはもう議会運営委員会自身が初めてで、昨日全員協議会があったんですよけれども、深掘りする時間全く取れなかったんです。本議会が遅れたので。そういうこともあって、昨日もっとみんなと話し合い、全議員と話ができればよかったですけれども、そこまで時間がなかったもので。</p>
佐々木委員	それは知らないです。

森本副委員長	それは仕方ないことです。
宮嶋委員長	<p>分かりました。そしたら、まずそれぞれ議会の確認を何らかの方法で取ってもらうということは、それはしていただいたら結構なんですけど、今日ここでの確認としては、何を確認したのかをまずはっきりさせておかないとそれぞれ議会での確認も取れませんので、日程的なこと、先ほど言いましたけれども、1月の半ばにもう一度議運を開くとして、それぞれ議会でどういう方法を取るかはそれぞれ議会にお任せしますが、議員各位の確認を取ってもらうということとして、今日ここでの確認としては、先ほどの議運の正副は議長・副議長とクロスさせて選ぶということと、それから、監査委員は2年の任期とするということは確認してよろしいですか。</p> <p>(はいの声あり)</p> <p>じゃ、そういうことでその点は確認したということで、それぞれ議会のところでも必要に応じて議会の了承を得てください。</p> <p>そしたら、そのことでいうと、まず1番目が精華町から担当いただいた役職選出の考え方については了解を得られたということにしたいと思います。</p> <p>それから、先ほど言いましたように、議会のホームページの関係なんですけど、事務局のほうで予算が少しあるので一定の改善ができるという話を聞いておりますが、どの程度のことができるのか、まずちょっと事務局のほうから説明いただけますか、この議論をするに当たって。</p> <p>事務局、松井さん。</p>
松井総務課長	<p>総務課長でございます。</p> <p>今回、ホームページのご議論をいただくに当たりまして、今年度私ども組合自体の、環境の森センター・きづがわのホームページも若干、そんなに大きな、大がかりなところまでは今検討はしておりませんが、若干の更新を、時点修正的なものはかけていきたいなということで、若干の予算をお願いしているところです。これに合わせまして、私どもの組合のホームページ、ご覧いただいておりますかと思っておりますけれども、トップページがありまして、そこに、いわゆるそれぞれの各エッセンスに係るツリーとなる部分のトップのボタンがあって、そこに今、組合議会というボタンを整理させていただいたところにぶら下がっているのが議事録という形になっております。</p> <p>一番シンプルなイメージでいきますと、その今載っている議事録のページ、これと同じようなツリーとなる別のページを幾つか設定をして、そこに必要なコンテンツを載せていくというような形になるのが</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>一番シンプルな見え方なのかなと。一番最初は組合議会に入っていたら、またそれぞれの各項目にいくというような形になります。今の形でいきますと、今、議事録を掲載している1つのページ、あそこにいろんな情報を載せることは可能です。ただし、1つのページにたくさんの情報が羅列されることになりますので、やはり見にくいとかいうことになりますので、これは分割して載せていきたいなと思っています。1つのページに載せる情報量というのも限られてきますので、そういうのはできるだけ分けて小分けにしたいなと思っています。そのボリュームによって作成の費用でありますとか、こちらの作業の費用でありますとか、作業時間ありますとか幾つか変わってくると思います。できましたら、我々の作業上のことも言いますと、あるものを、できるだけ活用したものを載せていくと。いわゆる議事録であればPDFにしてそれを貼り付けていくというような作業でいかないと、ページ自体を何らか手を加えて更新していくとなりますと、事務的な作業のことも含めまして、今後の運用が少し手間がかかってくるかなと思いますので、そういったものを含めてどのようなエッセンスのものを議会としてお求めになるのかというような部分ご議論いただければなと思っています。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それを踏まえて、たたき台のほうは木津川市のほうから出していたでいております。もし説明いただけるようやったら。</p> <p>じゃ、伊藤さん。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>初めどれだけ費用出るか分からないから、私はもう議事録載っているからもうそれぐらいでいいかなと思っています。でも、今、課長のほうからある程度予算も取れるということでしたら、できれば認定、ほんで、議案の内容と、主な内容だけちょっとどういうのがあったかいうのも書いていただいて、そして、全員賛成か、また、多数、可否の人数までいかななくてもいいから、その可否の評価いうのをしただいて、どれぐらいの量かはちょっと分からないということです。ほんであと、いろんなこういう環境の問題点も出てくるけれども、それはそのときに本体のホームページのあるところへ移動してくださいと。こういう問題が起きました、汚染の問題とかいろんな問題とかあった場合は、そここのところを見てくださいというて、そこをぽちぽちとすればぴゅっと移動できるようにしていただく。それぐらいは、今のどれぐらいの予算かも分からないですが、それぐらいだったらさほどお金はかからない。初めどのぐらいの予算かも分からないから、私はもう議事録だけでも、それでいいかなと思っていますが、ある程度出しますということで。ほんで、できるだけ職員の方の手を煩わさないように、もう主なあれだけでいいんです。そんな事細かく書く必要ない。要点のみをぼんぼんと書いていただいて、議案にで</p>

伊藤委員 つづき	もこういうことあったあつたで、もうそれだけでいいかなという感じ です。
宮嶋委員長	ほか、今2つ、事務局のほうと伊藤さんのほうから考え方出して いただきましたけれども、ほかに。
佐々木委員	工夫して出してもらっている、この議会のホームページ運用の ところ、これは一旦撤回という理解でよろしいんですか。
宮嶋委員長	たたき台ですから、そのたたき台の上に今の意見が乗ってきたとい うふうに理解してもらおう。撤回とかそういうことではなくていいん じゃないですか。
佐々木委員	<p>この提案からすると、私はホームページとか議会の広報、広聴も含めて だけでも、別にこの議会に限らず、基本的に議員のためにあるわけ じゃなくて住民のためにあると思っています。だから、住民が何を 知りたいか、何を知らせる必要があるのかということに重きを置か ないと意味がないというふうに思っています。なので、基本的には あくまでうちは組合議会でもあるけれども、木津川市と精華町の事 務の一部をここに集約しているわけですから、それぞれの行政の事 務をやっていることほぼ同じ。領域が狭いのでという話になるので、 それは木津川市議会、精華町議会と同じような考え方を取るべきだ と思っています。</p> <p>先ほど伊藤さんからあったように、その話も必要だと思うんです。 ただ、事務的に載せることによって、本当に一般市民が見てくれる かというところは若干工夫を加えておかないと、私はもうそれはざ っと字ばかり並んでいることになる、幾らあつたって関心持って もらえないわけですから、いかに関心持ってもらうかという観 点は要るかということと、それからこれだけネット社会が進んで いる以上、ちょっと今は分からないけれども、今アップされ るとる会議録というのは、テキストつきの会議録かどうかなん ですよ。</p> <p>PDFというのは、簡単に言えば画像でしょう。画像は検索が できません。けども、PDFでもテキストつきのPDFの場合 は検索可能ですよね。つまり、関心ある方が、例えばダイオキ シンというのを検索したら、ダイオキシンのところが議会で いつどんな議論になったかというのが分かるような検索シ ステムになれば、それはかなり貢献するわけですよ、住民の 知る欲求とか、知る権利に対して。そうじゃなかったら、 一々頭からお尻まで読まなかったら分からないという 事態が今あるとしたら、それは改善を要するんじゃない かと。だから、テキスト付きのやつをつくれれば、 テキストを貼れば検索はなるから、だから、そこが 技術的な話になっち</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>やうけれども、そういう意味で単に会議録を記録として載せるんじゃないし、会議録をいかに使ってもらうのかという観点でホームページの在り方、情報公開をしていく必要があるだろうとは思っているところです。だから、当然事務は事務局に任せることになると思うんだけど、基本的にどんなデザインとかスタイルにしたらいいかというのは、一応、議会側で相談をしておく必要があるんじゃないかというふうに思っています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかいかがでしょうか。 高岡さん。</p>
<p>高岡委員</p>	<p>今の佐々木さんの意見なんですけれども、その辺は事務局、業者さん、プロの方をもちろん入れはると思うので、その辺のプロの方のご意見も聞きもって、住民の方がどんな情報を知りたいかいうところはすぐ引っかかるようにもちろんされると思うんですが、佐々木さんおっしゃるように、議会の意見も聞きながら、その辺は事務局の方だけがするのではなく、業者さんが携わってもらうことによって、見ていただきやすいホームページになるのかなとは思っています。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>委員長、よろしいですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>松井さん。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>ただいまの高岡委員のご質問なんですけれども、今の私どものホームページの運用の現状を申し上げます。 私ども環境の森センター・きづがわのホームページをつくっておりますけれども、業者に委託して作業いただいているのは、あのページのデザイン、それから、我々が加工できる箱の整理、ここまでを業者をお願いしておいて、その中身を作成するのは全て我々事務局のほうで行うこととなります。ですので、こういったコンテンツの記事を載せるスペースが欲しいのであれば、その作業については、今我々できる部分と、拡張する場合は業者へ委託するということが必要になります。拡張した、いわゆる白紙の状態のスペースをつくっていただいたところに、我々事務局職員が記事を入れ込んでいくという作業が今できるようなシステムになっています。画像を貼り付けたりでありますとか、いわゆるデザインをいじったりとかいう部分については、今、我々のほうでは安易にできない形のホームページの仕組みを入れておりますので、例えば議会専用のこういった形のイメージのトップページをつくりたいとなれば全て業者委託で、それをつくってもらって写真とか貼り付けてもらったところに我々がまた記事を入れ込んでいく</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>というようなイメージになります。</p> <p>ですので、先ほど佐々木委員のほうからありましたPDFでやる場合は検索機能を持たすべきだというものについては、我々事務局側でそういった形でのPDF変換をしたものをアップするという作業をすることになります。申し訳ございません、ちょっと私もあんまり詳しくないんですが、それが我々の今持っている加工ソフトとかでできないものであれば、そういったものを導入した上で、PDFで検索機能を持った状態のものをつくって、我々ができているページのところへ入れ込むという作業がこれから必要になるということに現状なっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございます。 伊藤さん。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>その加工してどういういうの、ハイパーいうのは簡単に私はできるように思うんですが、PDFにしたらやっぱりしにくいんですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>松井さん。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>申し訳ございません。ちょっと私が知識不足で申し訳ないんですけども、私どもが今やっておりますのは、通常入っている、我々のパソコンのほうで持っているアクロバットですかね。あれでPDF変換、いわゆるワードなりエクセルなりをPDF変換するものでPDFに加工したもの。それをそのままアップをしているという状況で、いわゆる加工防止という観点でさせてもらっているのが主になっておまして、今我々が作っているそのPDFのファイルが、検索機能がいけているかどうかというのは、すみません、確認したことがないので申し訳ないです、ちょっと分からないんです。</p> <p>以上です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いずれにしろ、ホームページを年度内の予算でつくり上げていくという部分については異論はないと思いますので、それは進めると。ただ、じゃ、最低限度こういう中身が要るんじゃないかというようなものについては、ちょっとご希望というか、何かそういうものを別途出させていただいて、また、それは交流するなりして検討しないと、この場ではちょっと中身までは踏み込めないというふうに思いますので、予算の範囲内でできることとして、といってもどこまでできるか我々要求も分かりませんから、皆さん方がこういうことをしてほしいという希望があれば、それは一旦出させていただいて、それを整理して予算</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>の範囲内で行うということと同時に、次年度以降、今、情報社会ということになっておりますので、多くの方が何か気になったことがあつたらネットで調べるとというのが常識になっている時代ですので、先ほどもありましたように、市民の方、町民の方が必要とされ、また、精華町、木津川市以外の方についても関心の持たれている方が見ていただけるようなものにするということは考えていくということにして、当面のこととしては、今言いましたような方法で年度内の処理はしていただくということにしたいんですが、それでよろしいか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ちょっと待ってください。 森本さん。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>ホームページの組合議会の今年度ある程度の予算があつて、形づくられたら、それを私たちに、表に出す前に一回こういうのやというのを見せていただきたいなど。それを見てから、さっきから出ていることを、もっと何をつけろとかいうのを考えたいと思うんです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>高岡さん。</p>
<p>高岡委員</p>	<p>やっぱり、今ちょっと検索しても、ほかの自治体のもかなり出てくるんです。そういうのも我々ももっと勉強しながら、まずは始めてみようやないかというところでいいと思うんですよ。手直ししていくものやと思うので、初めから完璧なものにはできないと思いますので、我々も他の自治体の環境組合施設を勉強するというところですね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>そしたら、これもちょっと宿題になりますが、今日の議論を踏まえて、皆さん方のところでこういうものをというご希望を少しメモにさせていただいて、事務局のほうに出していただけますでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>いつまでにですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いつまでにしましょう。</p>

高岡委員	だから、今度、委員長言ってくれはった議運の。
宮嶋委員長	次の議運をやるまでにといいことで、ただ、その前の日までというわけにいかんので、だから、日はあまりないですが。
高岡委員	ホームページの構成って一月もあつたらできるやろ。
松井総務課長	作業自体はできると思います。中身さえ決めていただければ。ただ、最終、先ほど森本委員もあつたように、最終形を見てもらおうと思うと、ある程度作業したやつで案としてお見せするのには少しちょっと作業時間を頂戴したいです。
宮嶋委員長	だから、ごめんなさい、まず、できるだけ具体的な中身があつたほうがいいと思うんですが、こちら事務局のほうの作業もある関係で、1月10日の火曜日で、連休明けの火曜日なんですが、このときまでに出していただいて、先ほど言うてました日程であれば、16日からの週の議運がありますので、そこで最終確認ができるかと思ひますので、議員の皆さんについては1月10日中にメモの形で出していただくんですが、できるだけ具体的なものがいいというふうに思うのと、あまり大きなものになるとそれはちょっと大変なので、最低限度、これとこれとこれをまずは年度内にといいことを一つのことにして考えていただきますでしょうか。よろしいでしょうか。
高岡委員	それやっぱり文字だけではちょっとイメージ湧かないので、やっぱりデータで事務局のほうへ添付させていただいてそれを共有していくというほうが意見交換しやすいと思ひます。
伊藤委員	今の議会の欄は、ちょっと書いてるだけで非常に見にくいんです。だから、入り口からつまずいてしまうというのか、余計に。我々議員でここに来ているから見てるけれども、一般の方となれば。佐々木さんが一般の方も見やすいということになれば、その部屋みたいな別枠でちょっとだけ字も大きく、また具体的にもそこよく調べる。もし、皆さんもうちょっと膨らんでいったほうがいいというんだつたら、私はやっぱり入り口から分かりやすいところ、ちょっとするよなデザインしていただいたらありがたいかなと思ひます。
松井総務課長	委員長、よろしいですか。



宮嶋委員長	どうぞ。
松井総務課長	<p>ただいまの伊藤委員のご発言の中ですけれども、今年度、私どものほうで、自分たちのほうでホームページを変えていこうという思いで、今、検討はしておりますけれども、今現在出ているホームページのトップページ、うちの施設が写真に載っていて、あのページを今のところあれを大きく変える、中身は変えていくんですけれども、あのフレームを大きく変えるということは予定しておりませんので、おっしゃっていただいたように、あそこにどこかにちょっと見えるようなボタンということであれば業者のほうにそういう作業をさせますけれども、あれ自体はちょっと今のトップページの中でというイメージでご意見いただければ大変ありがたい。でないと、あれを丸っぽ変えるとなると、その分の作業をまた業者に依頼する必要がありますので、少しそのあたりのイメージだけはお持ちいただいた上で、できれば記事のほう、こういう記事を掲載すべきというような形でのご意見を頂戴できれば、我々のほうもまた作業のほうは進められるのかなと思います。その上で、必要なようであれば業者に依頼をして、費用をかけてページの構築というのは当然検討させていただきます。</p>
伊藤委員	どれくらい費用、お金あれへんかったら。
松井総務課長	構築していただく依頼の作業の内容にもよります。今、我々が業者へ委託している部分については、1つの作業でお幾ら、1つの作業でお幾らというような形での見積りを頂戴するような形の業者契約をさせていただいています。
宮嶋委員長	<p>じゃ、すみません、ちょっとまとめますね。  まず年度内ということを入れてください。今年度内に当面やることとして、1月10日中にこういう項目が必要ですよということで整理したものを事務局に出してもらって、事務局のほうでどういう整理できるか、それ出てきたものを見てもらわないと分らんのですが、整理してもらった上で、次回の議運がやればそのときに案を出してもらおうと。また、必要ならば事前、議運が開かれるまでに配付してもらおうということにしておきたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
佐々木委員	よろしいか。

宮嶋委員長	はい。
佐々木委員	<p>基本的にいいんですけれども、気になるのは、ホームページをつくるというのさっきからおっしゃるように、目的があるはずなんですよ、それはね。今の話はどうしても実務的な話にちょっと集中してしまっていて、私らここで判断できないでしょう。どういう技術があって、この技術をプロにお願いしたらいくらかかるかとかいうのはここで判断できないので、そこはもう一定、お任せせざるを得ない部分があるということがちょっとありますよね。ですから、まずは議会のホームページに限定していえば、議会のホームページはどのような役割を果たすべきかというところをちょっと確認しとかなないと、下手すると議員目線だけの話になってしまうおそれがあるなというのは懸念事項としてあると思います。</p> <p>もう一個は、この前の議会、一般質問でも何人かだけじゃなしにその前、第1回定例会も含めて議論になったのは、議会ホームページ以外の、要するに組合議会のホームページ全体、一般に対して幾つか意見出ましたよね。こういう先進的というか、見本のところあるからまねしたらどうかとかいうことも含めてあったので、そういうのはやっぱり別に議会だけで決めるわけじゃないけれども、そういうアイデアがあるんだったら、そのアイデアをできるだけ反映できるような工夫、もちろんそれは予算の限りがあるからどこまでできるかというのはあるとしても、一応、こんなふうになりたいというのを出しといて、でも、今年は予算が、例えば全体変えるのは難しいから、その一部をまずやりますよという話としてはありだと思うので、別に今年度全部やらなあかんことはないの、来年以降も取り組んだらいいというふうには思っているところです。</p> <p>あと、たまたまちょっと私も幾つかの似たような、いわゆる城南とか含めてホームページ見せてもらうことあるんだけど、様々ですよ、ほんまに。様々ということで、例えば大半の普通の市議会、町議会のホームページには議員名簿って載っていますよね、当たり前、それぞれ載っていますよね。そういうのも含めてそれをどうするかというのもあるので、まずは知ってもらうということを前提にしたらどうするかということを確認しなあかんということ。</p> <p>もう一個確認したいのは、先ほどというか、木津川市議会さんから出されたほうで、広報に対してはちょっと今軌道修正があったけれども、広聴に関しても必要ないと言ったわけですよ。私、逆に言えば広聴のほうが必要あるかと思うんですよね。いろんな意見が多分市民の中にはあるでしょう。例えば、収集方法とか収集頻度とか、または分別方法とかいったような、ちょっと全部例えばここに書く必要はないけれども、一部は精華や木津川の本体に関係することだし、一部はここに関係することだけれども、そんな市民の人は分別の判断できるわけないので、どっちかの意見でいいわけですよ。だから、そういったことをしっかりと聞くということはこの案では否定されているけ</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>れども、私は必要だと思っているんです、そこは。だから、広聴というのをまず要るか要らないかというのは確認してほしいのと、要るんだったら、ホームページの中にどういう工夫をしてそこに盛り込むかということになってくるわけだから、その辺も含めて議論しとかなないと、何か実務面の打合せ会議みたいになってしまっているのちょっと気になるところです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかよろしいですか。</p> <p>そしたら、先ほど私のほうでまとめさせてもらったのは、当面のこととしてのまとめであります、同時に、今、佐々木さんから議会として、議会活動としてどう進めていくのか、それをどうお知らせするのか、また、どういう意見をお聞きするのかという部分、その一つの代表選手としてホームページというのが今出ているわけですけれども、それについてはちょっと今日は課題がたくさんありますので、できれば後日に譲るんですが、もう少し皆さんのほうでご意見を、それもできましたら先にメモの形で出していただいて、それを整理する形で少し時間を持って議論をするということにしておきたいと思うんです。今日自身はそこを深く議論するような材料を持ち合わせていませんので。どうでしょうか。先ほど1月10日と言いましたときに、そのことについても別途触れていただいて、それを事務局のほうで整理していただきながら、どこでどの時間を取るかというのは、ちょっと皆さんのまたご意見も聞かなあかんですけれども、別途の時間をお願いできたらというふうに思うんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、特にご異論がないようですので、そうさせていただきたいと思います。</p> <p>それで、次回、2月定例会が予定されておりました、一般質問等も予定されているんですが、今日の課題の中で、一般質問通告締切日の設定についてというテーマがあります。そこにたたき台も出ております。これが木津川のほうで私と森本さんのほうで担当させてもらった中身であります、森本さんのほうから一言お願いできますか。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>ここに記載していただいているとおりになんですけれども、山城病院や広域事務組合も同様に議案配布前に通告締切を設定していますと。そういうふうなので8日前を締切りにしていますというところでしたね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>結論から言うと現状でどうだろうかということがたたき台であります、これについてご意見がありましたら、お願いをいたします。</p>

佐々木委員	その前に先に理由を教えてくださいませんか。そうなっている理由。この議会運営委員会が。何かの理由があるからこうなっているんでしょう。
宮嶋委員長	<p>どうでしょうか。私のほうから。</p> <p>管理者会、管理者、副管理者、そして、事務局との打合せを当然議案に関わってやるわけです。通告日を前にすることによって、基本的には1回でそれを済ませるということが山城病院や広域議会でもやられていることやというふうに思います。もし、議案を見てから通告ということになると、その通告に対する基本的な答弁作成、そして、それによる管理者との打合せというのが当然必要になってきますので、そうすると、告示の日と本会議の日との間の1週間ではちょっと短すぎるから、またそれを前に延ばすとかいうことも含めて、今の管理者、副管理者、事務局のほうの日程調整がかなりしんどくなるのではないかと聞いておりますので、そういう案となっているわけです。</p>
佐々木委員	よろしいか。
宮嶋委員長	はい。
佐々木委員	そしたら、逆にどんな条件ならできるんですか。
宮嶋委員長	<p>事務局のほうで、例えばどんな条件があれば告示の日、いわゆる議案を見てから通告をすることができるかという話ですが、そういう条件あるでしょうか。</p> <p>はい、事務局長。</p>
金森事務局長	<p>すみません、可能性としては2つの案ではないかです。一つは、告示の後にやる。要は1週間ですから、今、委員長から説明いただいたように、日数が不足をしている。日数を逆に延ばせば、告示後でもすることができる。そうすると、例えば1週間で2週間にするというようなことになると、後に持っていることは可能になると思われまして、ただ、そうなりますと、まず心配される想定です。議案がそこまでまとめることができるかどうか。それから、管理者会議を今1回で、非常に、市長さん、町長さんのご事情を加味する必要がありますので、その日程調整の中、管理者会議を二度取る必要がありますが、それができるかどうかということがあります。もう一つ可能性として考えられるのは、会期を複数持つというようなことが可能なのであれ</p>

金森事務局長 つづき	ば、そういったことももしかしたら可能になるかもしれませんが、これはあくまで可能性の範囲でお答えをいたしました。 以上です。
宮嶋委員長	ありがとうございます。 いかがでしょうか。
佐々木委員	よろしいですか。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木委員	つまり懸念しているのは、後ろ向きの議会運営にならないかどうかということなんですよ。例えば、議案の中身を知らずに通告しますよね、今は。現状で言えば。ということは、議案と一般質問の中身が同じ中身になる可能性がゼロじゃないということですね。例えばそうなった場合に、今の運営からいったら、まず最初に一般質問だから、一般質問で誰かが言いますよね。質問しますね。持ち時間内で。一定答弁返ってきますよね。その後の議案審議、もう今言った同じ議案、内容が出てくるんだったら、そこでも言えますよね。その時に、さっきあんた一般質問したやろと、黙っとけということに絶対ならないというのであればまだいいと思うんですけども、そういう圧力かかることがあるかどうかです。もしやらせば、議案で議論できることについては一般質問から外すことを考えますよね。一応準備をしておくことはあるとしても。私が聞きたいことと一緒にが出てくると。じゃ、一般質問は取り下げてほかの項目の一般質問に集中して、自分が聞いたかったことは議案のところで聞こうということになるんだけれども、それはできないわけだ。できないということは、さっき申し上げたように、一般質問と議案質疑が同じ内容であっても、ある一人の議員がどっちもできるということを容認してもらえたらいいです。
宮嶋委員長	いかがでしょうか。 高岡委員。
高岡委員	今、佐々木委員のほうからですねんけれども、その点は、うちの市議会でも一般質問してから議案、仮に重なったとしても、それは確認という意味で質疑はできますし、されますし、その辺は縛られることはないと思います。

宮嶋委員長	ほかにいかがでしょうか。
佐々木委員	よろしいか。
宮嶋委員長	はい。
佐々木委員	ですから、もし今、高岡さんが言っているとおり木津川市が運営しているのであれば、それを申合せのどこかに書くということで、この8人だけが知っているんじゃないしに、今後の議員さんもそういうことだよと、今、高岡さんが言ったような考えがあって運営しましたって、この議会もということでどこかで明記するんだったら、それはそれで今のなかなか管理者会の日程を複数取るの難しいみたいな話がありますから、そこは譲歩してもいいと思うんですけども、口約束だけだと非常に怖いので、これはどこかで明記をしてもらいたい。
宮嶋委員長	ちょっと待って。さっき佐々木さんの発言の中で圧力がかかるというのは、どこから圧力がかかるということか主語がちょっと分からんから。
佐々木委員	いろんなところから。
宮嶋委員長	いろんなところからというのは、もうちょっと明確に。
佐々木委員	管理者からもかかるかもしれないし、さっきみたいにはなる。ほかの議員からある可能性もあります、それは。
宮嶋委員長	森本さん。
森本副委員長	木津川市議会は、先に委員会があるんですよ。ほんで、委員会で議案が届いているから質問してくださいで、一般質問については、それよりも先に通告書を作ってしまうので、逆なんですわ。一般質問で同じことを聞く場合もあるということです。それ、どちらにしてもうちはオーケーです。
高岡委員	別にそんな圧力なんて。

森本副委員長	圧力は一切ない。
宮嶋委員長	木津川市の場合は、一般質問の通告が本会議初日ですから、議案を見て通告はできます、ルールとしてはね。精華町はどういうふうに。
佐々木委員	一般質問は初日じゃありません。前ですが、ただ、議案のほうが先に届くので、そのチェックはできます。要するに中身とかのチェックはできます。
宮嶋委員長	告示の前に議案が届くんですか。
佐々木委員	そうそう。そうです。
宮嶋委員長	そういうことは可能なんですか、告示の前に議案を出す。それはさっきの議案が固まらないという話になるんですか。
佐々木委員	もしくは告示を変えられるかですね。
宮嶋委員長	1週間を10日とかいうことですか。
佐々木委員	だから、1週間というのはあくまでも最低限度の日数なので、延ばすことは可能ですよね。
宮嶋委員長	けども、例えば10日ぐらいということですか。
佐々木委員	そこから後は事務的な話なんです、そこは。
森本副委員長	どちらにしても、質問を誰も止めないということであれば、今のままでも。
佐々木委員	いいですよ。ですから、それを明記しましょうって、それを。一般質問と議案質疑の中身がダブってもそれは許されると。

高岡委員	明記するまでもなく。
佐々木委員	今の議員さんを信じてないわけじゃないですよ。今後の証拠に。
高岡委員	そこまでは。
佐々木委員	いや、でもそこは起こってますよ、過去にそんなことが。
森本副委員長	やじはでるかもわからんけども、議員としては発言の権利があるから、同じダブる質疑であってもできると思う。
宮嶋委員長	ちょっと整理しますね。まず一つは、議案を今、告示の日に配布をしているわけですが、それを前もってやるというのは、ちょっと議案作成についての難しさがありますよという話があったのと、だから、告示を前もって、前倒しして早くにするというのは少し難しさがあるということでした。今のような形であれば、それに対してそれぞれの質問、一般質問、そして、それぞれの議案審議については何かそれに対して口を出すものではないということ、それをどういう形で申合せにするかはまた後で検討するとして、そういうこととして理解して今の現状でいいのかということですが、どうですか。
高岡委員	現状でいいと思います。
伊藤委員	今の現状でいいと思います。別に誰も口出す者もない。一般質問した人、そもそも権利がありますので、そのまま続行していただくいうことに。
宮嶋委員長	ほんなら、佐々木さんのほうは今のままだでもいいけれども、何らかの形で申合せというか、将来にわたってそれが執行されるという中身ですね。
佐々木委員	そうそう。
宮嶋委員長	じゃ、そのことについてはちょっと具体的にどういう形にできるかはまた相談しましょう。取りあえずは、一般質問の通告については告



宮嶋委員長 つづき	示の8日前ということですので、今回2月1日の告示ということであれば、その前は何日になりますか。 はい、松井さん。
松井総務課長	よろしいですか。すみません、今回のまとめにつきましては、前回の例を取って8日前というふうにご記載をいただいております。前回、令和4年11月2日におまとめをいただきました今の一般質問施行に係るお約束事項、この中の約束事項でいきますと、一般質問通告の締切りは、本会議招集告示日のおおむね7日前の正午としております。前回、8日前とさせていただきます。で、議長が決定するという形でおまとめいただいております。議長とご相談した上で、事務局の事務の都合、あるいはこちらの業務の日程とかもご相談させてもうた上で、前回はおおむね7日前を8日前という形で決定をいただいたところですので、次回の一般質問につきましては、まずは2月1日が議案書の配付の告示日になっておりますので、7日前でありますと1月25日の水曜日になります。
宮嶋委員長	1月25日。
松井総務課長	水曜日になります。
宮嶋委員長	が締切り。
松井総務課長	が7日前になります。ただし、これもまた議長とご相談させてもらおうと思っと思うんですけども、この週に、先ほどからあります管理者会議及び議案の管理者の調整でありますとか、その前の前段階の市町の担当課長会議、こういった会議をこの週に予定しておりますので、できますればもう少し前、7日よりもう少し多い日をお願いできないかなというような、今後、議長とご相談させてもらおうかなというふうに今考えているところです。
宮嶋委員長	1つの確認は、告示の前におおむね1週間ほどということですが、それについてはカレンダー日程で少し増えることもあるということですが、それを次回も踏襲するということと、一般質問の内容が議案の内容に関わったとしても、そのことを問うものではないということで確認をしてこの件は進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。  (はいの声)

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>そしたら、後は具体的なところは議長と事務局のほうで詰めてもらうこととなりますが、次回は1月25日またはそれ以前ということになるということでご承知ください。</p> <p>1時間ぐらいたったんですが、ちょっと休憩させてもらいましょうか。森本さん、もうちょっと早ように休憩したらよかったです、すみませんでした。そしたら、50分まで休憩とさせてもらいましょうか。</p> <p style="text-align: right;">(14:38)</p> <p style="text-align: center;">《休憩》</p> <p style="text-align: right;">(14:48)</p> <p>よろしいでしょうか。全員おそろいですので。</p> <p>(はいの声)</p> <p>それで、高岡さんがもうしばらくしたら早退されますので、ちょっと日程のことを確認できたらと思っておるんです。今日は全部議論することもできませんのと、それから、先ほど森本さんからあったように、一定木津川市議会のほうで、こういう今日の議論を踏まえた上で全議員にもお伝えしたいということがありましたので、先ほど言いました1月16日からの週で、20日は何があかんと言うたんかな。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>すみません、20日の午前中はこちら施設見学を計画しておりまして、ちょっと事務局の職員もそちらに係るものですから、申し訳ないですが、20日の午前中は外していただきたいと。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>午後からだったらいいということですね。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>午前中だけになります。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ということなので、16日から20日までで、20日は午前中は駄目と。それぞれ皆さんの議会の日程やとかがあろうかと思しますので、ちょっとたたき台の案がないんですが、誰かこの日やったらという案を言うていただいて、それをたたき台にして。</p> <p>竹川さん、どうぞ。</p>
<p>竹川委員</p>	<p>16日、17日が予算決算常任委員会の管外研修で、僕とかはいないです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>研修があると。</p>

竹川委員	だから、19日が朝10時から民生教育常任委員会で、この3人駄目なんです。
宮嶋委員長	午前中があかん。午後もあかん。委員会やから分かん。  (分かんなの声)  はい、19日は駄目。 ほか。
高岡委員	18日、水曜日の午前中、大丈夫ですか。水曜日、午前中。
宮嶋委員長	がいいということですか。
高岡委員	オーケーですね。はい、事務局オーケーです。9時半とかどうでしょう。
宮嶋委員長	ちょっと待ってくださいよ。19日、今出たのは、あかんのは16日、17日は駄目だと。それから19日も駄目だと。18日の。
高岡委員	午前9時30分。
宮嶋委員長	午前中はどうだろうか。
伊藤委員	18日。
宮嶋委員長	18日水曜日の午前中はどうだろうかというのが一つの案として出ていますが、ほか、どうでしょうか。ほかはありませんか。  (なしの声)  いいですか、皆さん。
佐々木委員	それは終わるんだったらいいですけども、要するに、どれだけの積み残しがあるかですね。

宮嶋委員長	<p>まあまあ、だから、一応午前中ということにしながら、そこはそのときの話になります。ただ、夕方5時までやろうという話ではないと。基本は午前中だということとして、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
竹川委員	午後というのは。
宮嶋委員長	午後でもいいですよ。午後のほうがいい。今日みたいな1時半からということですか。
竹川委員	僕と佐々木さん、ちょっと会議があるんですけども、午後やったらいい。
佐々木委員	会議もあるんだけど。よろしいか。今の午前中にやって、もし終わらなかった場合には延長戦もしくは昼食の部分も入ってきてしまうので、午後のほうが時間は取りやすいですよ、ある意味。
宮嶋委員長	どうですか、午後という案がありますが。
高岡委員	午後でも長引いたら一緒やさかいに、午前中で、なるべく12時に終わるような議論を意見交換していかないと、長いとだらだらするだけでまとまらないと思うので。
森本副委員長	すぐ終わるように時間決めといたらいい。
高岡委員	その前日までにしっかりと自分の案をたたき上げてくると、事務局と連携してたたき上げてくればどうでしょうか。
宮嶋委員長	<p>できるだけ効率よく議論をするということは大前提ではありますが、どうでしょうか。水曜日、18日というのが出ているんですが、午前9時半からやるか、午後1時半からやるかということについて、ちょっと皆様のご意見で決めていただきたいんですが。</p> <p>皆さん自身は、皆さん都合はつくんですか、どちらとも。さっき何か竹川さんの。</p>

伊藤委員	私は午前、午後、どちらもオーケーです。
佐々木委員	できたら午後がいい。
高岡委員	午前のほうが集中できるよ。
竹川委員	午後ありがたいんですけども、もうどうしてもというんだったらやむを得ないかなと。
宮嶋委員長	いや、どうしてもということじゃなくて、午後でもいいという意見もありますので、絶対ということではないと思いますが。
竹川委員	午後ありがたいです。
宮嶋委員長	ほんなら、もう1時半からということに決めて、効率よく議論をすると。
伊藤委員	1時半ね。
宮嶋委員長	はい。 じゃ、18日水曜日を次回の議運の日として、すみません、あと、今日の課題がまだ幾つか残っているんですが、その上で、全部ができるかどうかということもありますので、まず優先順位の関係で、次に、議会答弁のあり方のところと特別委員会の議論を少ししておきたいなと思うんですが、よろしいでしょうか。 特になければ、じゃ、そうさせてもらいます。 まず、議会答弁のあり方のところであります。 これについても、私と森本さんのほうで担当させていただいたんですけども、森本さんのほうからちょっと簡単にお願いできますか。
森本副委員長	これを読んでもらったらいいんですけども、前回の定例会の一般質問において管理者が答弁していましたので、これについては指摘があったので、ちゃんと管理者のほうにも届いていると思うので、今後はこれでいけるんじゃないかなと思っているんです。ほかの役職の答弁だけでいいと思っているんです。

宮嶋委員長	<p>いかがでしょうか。それぞれご意見ありましたらお願いいたします。</p> <p>高味議長。</p>
高味議長	<p>今、森本さん言われたように、この前の全協で意見が出た部分は事務局を通して管理者に伝えました。その結果、一般質問、最初の事務に関わることについては答弁をされたという形になったと思います。</p>
宮嶋委員長	<p>ほかはいかがでしょうか。</p> <p>どうぞ、佐々木さん。</p>
佐々木委員	<p>形式的に管理者が出すべきだということを言っているんじゃないかと、議会議論ってやっぱりいろんなレベルってあるじゃないですか。細かい数字だとか細かい経過とか、そんなのはやっぱり事務局が答えたほうが無難なので、そこを別に否定する気は全くありません。</p> <p>ただ、最終判断をしないあかんようなことが問われているのに、それを管理者が避けて、事務局、事務担に答えさせるということが続けば、それは責任が曖昧になってくるということがあるので、だから、どちらが答えるかというのを事務的に決めようというよりも、その問われているものに対して適切な立場の人が答えるということが趣旨なので、ここの案に書かれているように、木津川市の基本条例かな。基本条例には緊張感を持って臨まなならんとか、それはそのとおりだと思いますので、そこはそういう確認では特にいいとは思いますが、趣旨はそういう趣旨ですのでということです。</p>
宮嶋委員長	<p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>これもある意味、会議を重ねるといいますか、そういう中で積み上げられていく内容の部分があるかと思いますが、それは、そういうことをしつつ、ここに書きましたが議会基本条例の「緊張関係の保持」ということで、それを持ちながら対応していくということをお願いしたいと思いますので、引き続き議長のほうからも管理者や副管理者のほうにはそういうことをお伝えいただけたらというふうに思っています。</p> <p>森本さん。</p>
森本副委員長	<p>ちょっと補足なんですけれども、木津川市議会においては一緒なんですけれども、部長が答えても、それは市長が答えたことと同じ責任が市長にはあるということなんです。それで、なおかつ、先ほど佐々木さんが言われたように、最後のほうに、実際管理者に答えてほしいことを持ってきている場合があるんですけれども、一回事務局が答弁</p>

<p>森本副委員長 つづき</p>	<p>すると後までずるずると最後までいってしまう場合があるので、うちの市議会ではそういうふうにならないために、これについては市長に答えてくださいというような、名前、肩書を出してやって、市長が答弁せざるを得ないようにしている場合もあります。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>どちらにしろ、今日の議論は、まずは議長のほうから管理者に伝えていただくとともに、我々自身も要領よく、論点はっきりさせて質疑をやるという、我々自身にも求められるものがあるかと思っておりますので、その点踏まえながら、高まる議論といいますか、やっていきたいなというふうに思っておりますので、その確認でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、そうさせていただきます。</p> <p>その上で、佐々木委員のほうから、特別委員会に関わっての発言も先ほどありましたし、申合せ事項も大変詳細なものを出していただいておりますが、まずは特別委員会の活用という部分、または、どこかにありましたかね、本会議での質疑の回数の問題がこの申合せの案の中にあって、「質問回数は、3回までとする。ただし、議長が必要と認めた場合は、一問一答方式を採用することができる」云々ということがありますので、そのあたりも含めて少し、佐々木さんでしょうか、それとも精華町のチームのほうからでしょうか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>冒頭申し上げたように、だから本議会がどちらを取るかによるところで、本会議主義を取るのか、委員会主義を取るのかというところで、本会議主義を取るのであれば、先ほど若干読み上げていただいたように、本会議の質疑をできるだけフリーにする。要するに回数制限、一応残すにしても比較的フリーにするという、要するに、審議することがのりくらりというふうに時間稼ぎだけで逃げるようなことはないような状態にすることが本会議主義の場合はそれが必要だと思います。</p> <p>もう一個の方法は、多分木津川市議会も精華町議会もそうだと思うんですけども、委員会主義をしているんですね。委員会の議論が中心になるという場合は、本会議はどっちかというところと大局的な議論の手續の会議になりますから、実質的には委員会でやり取りをやるということになります。</p> <p>ただ、8人しかいない議会なので、基本的には通常の議会、要するに議長を除く全議員で構成する委員会になると思うんですけども、だから、どちらかというところの案としては委員会主義にして、いわゆる本会議で一定制約を受けている、前も言いましたけれども、各議員さんの意見の陳述については一定制約を受けますから、本</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>会議に関しては。それを避けるためには、しかし、意見も含めて質疑をしないと話がかみ合わないということが多々あるわけですから、それは、そういう遠慮というか制約ができるだけかからない委員会の場で基本的に議案審議をすることのほうが望ましいというのがこの申合せ案の中身ということになります。</p> <p>もちろんさっき申し上げたように、申合せ案はあくまでも案ですから、これは協議によっては、当然それは変わってくるということで、だから、本会議主義を取るのか、委員会を取るのかを方向性を決めてもらったら、あとはその方向でルールを補えるとかというふうに思っています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さんから今提案がありました。 森本さん。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>昨日、先ほども言ったように、私どものほうでは全協をやっていたきまして、その中で多数の意見は、こういう特別委員会の活用案みたいなことについては大変重要な問題なので、多数の意見は、ここでのことについては一回持ち帰ってくれと。冒頭言いましたように、持ち帰ってほしいと、そういうような意見が多数だったんです。</p> <p>それをなぜ私が申し上げているのかといいますと、「議会運営の実際」ということで野村稔先生が書いておられる中に、一部事務組合議員と母体の議会との関連を密接にするということで、「一部事務組合の議会は構成団体の議会から選挙された議員で構成されているのが多いです。一部事務組合議会の議員は、組合議会で重要な議決権をするとき、母体の議会にその内容等を報告し、必要に応じ母体の議会の意見を反映させる必要があります。一部事務組合の事務に対し母体の議会は何ら関与できないのですから、両者の連携を図るのが組合議会議員に選ばれた者の責務です」というふうに書いております。</p> <p>それで、私たちはこのことについて、今日は決定じゃなくて、一旦審議はするけれども、持ち帰るということでお願いしたいというふうに思っております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>その本を私は読んでいます。本を持ってありますが、今おっしゃられたように、それは事務に関することなんです。事務というのは、つまりここで言えば、要するにごみの処理の問題とか、それが事務です。私、だから、それは構成団体の議会の組合議会以外の議員さんも関与したほうがいいですよ。それはもうそのとおりです。それはそうなります。</p> <p>今協議しているのは、その事務ほうじゃないです。つまり、予算と</p>



<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>か、決算とか、どこの条例を変えるとか、そういうことに関してはさつき森本さんがおっしゃるとおりなんです、それは。母体との関係で十分調整しながら、賛否についても一定参考意見も聞かせてもらいながら、私らが判断するというのはそのとおりだと思っています。それは異論ないです。</p> <p>ただ、何度も言いますけれども、今日の議題は議会運営のことですから、それは事務とは直接的に関係ない話ですよ。それはさつき竹川さんからもあったように、ここの独立制度、自律性の範囲、範疇ですから、逆にここの議会の自律権を構成団体の議会が呼応してするようになった場合のほうが問題が大きいわけです。持ち帰ってもらうのは別にいいですよ、持ち帰ることも関連するのはちょっと抵抗はしますけれども、持ち帰って相談するのはさつき申し上げたように、別にどうぞやってください、それはいいんです。いいんだけれども、最後決めなあかん日程があるわけですから、その日程までにはちゃんと間に合わせるということが1個と、そこのところははっきりしておかないと、持ち帰った関係でどうなるかというのは非常に微妙な話になってくるわけですからね。そこはしっかりと。</p>
<p>高岡委員</p>	<p>すみません、ちょっと再確認させていただいていいですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>高岡さん。</p>
<p>高岡委員</p>	<p>精華町の議員の3名の方に再確認させていただきたいんですけども、今ご意見いただいているのは精華町議会、構成の議会のご意見やというふうに思っておいても、考えておいていいわけですよ。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>ん。</p>
<p>高岡委員</p>	<p>精華町の議会、全員協議会なり議会で意見交換されたご意見を今この場で反映、意見として聞かせていただいているというふうに考えて。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>いいえ。</p>
<p>高岡委員</p>	<p>それを、えっ、いいえですか。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>いいえですよ、それは。</p>

高岡委員	ということは。
宮嶋委員長	どうすればいいんでしょう。 じゃ、佐々木さん、すみません、今の質問。
佐々木委員	全協は通していません。ただし、議会の主立った中心的なメンバーについては相談しながら進めています。 以上です。
高岡委員	もう一度お願いします。
宮嶋委員長	高岡さん。
高岡委員	もう一回、聞き取れなかったのです。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木委員	ですから、全員協議会に議題にかけたことはありません。全協の議題としては扱っていません。ただし、この間いろんな、ここだけじゃなしに、いわゆる広域にもいろんな議会運営上の話があったかに聞いていますので、そういった精華町が関連する一部事務組合の中身については適宜、例えば議運の一部のメンバーとか、正副議長だとかいったメンバーとはすり合わせをしながら対応させてもらっているということです。
宮嶋委員長	よろしいですか。
高岡委員	ということは、一部の議員の方とは意思疎通されていますが、全員協議会等では一切まだ諮られていないということですよ。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木委員	そんな権限、精華町にはないですよ、そもそも。諮ることが義務でも何でもないのです。先ほども申し上げたように、それぞれの議員さんや議会が母体との関係で調整とか意見交換するのは別にやっちゃあか

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>んとは思わない、やってもらって結構です。ただ、それは条件も何でもないもので、それがあったからよくてなかったら駄目という話どこにもありませんから、そこは一定のルール上でやるんだったら、あくまでも私らが判断に困ったり、さっき森本さんがおっしゃったように、重大な条例、重大な決算とか予算とかがある場合に、組合議員で出ている議員だけじゃなしに、母体との関係で十分調整して発言や賛否の態度を決めるということは、それはあり得る話ですから、そこはそれで、とても重大、やはり事の案件の中身によってそれは判断させてもらっているという意味です。</p> <p>ちなみに、基本的には所管委員会、私らの所管委員会から出ていますので、所管委員会に対しては、基本的に精華町議会は月例委員会がありますから、月1遍以上は。そのところで直近の、うちだけじゃなしに、ほかの出ている広域の議会もありますから、関連する一部事務組合の内容については報告をさせてもらって、必要な場合は意見みたいなことということはさせてもらっています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>高岡さん。</p>
<p>高岡委員</p>	<p>最後にさせていただきます。</p> <p>昨日の木津川市議会の全員協議会では、今、佐々木さんがおっしゃっていただいたように、一度大事なことに 대해서는持ち帰ってほしいという全員協議会でのご意見でしたので、やはりその辺はご理解いただきまして、今、森本茂さんもおっしゃっていましたが、ここやというところはもうちょっとお時間をいただいて、うちの全協でまた意見交換、議論してまいりたいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>だから、何遍も言いますが、それはやっちゃあかんとは言いません。やってもらっても結構です。ただ、さっき言ったのは、この議運なり、さっきからの議論で1月25日までにいろんなことをやらなあかんわけだから、その日程に差し障るような日程はやめてほしいのが1個です。それはお願いをしたいということですので。</p> <p>だから、それと、もう一個は、持ち帰るのは結構なんですけれども、何を持ち帰るのがいまいちはっきりしないんですよ。つまり、議論というか論点があるでしょう。ある論点をどう考えるか、これを、Aの道をいくのか、Bの道をいくのかなのか、なぜAの道はどういう利点があって、どういう欠点があるのかとか、Bはどんなになるんだということを整理した上で各母体との相談をしてもらったらいと思うんだけど、それが全くなく、どうですかと聞いて、結果的に数だけで、数で多数だったからというのでも困るんです。</p>

佐々木委員 つづき	だから、どういう理由でこの意見になったかというのをつけてもらわないと、それは人間は納得しないし、議会の説明責任になるとはならないので、結果的に最終的に決める以上は、なぜこのルールになったのかというのは説明できる状態にしなければならぬわけですから、そこはお願いしたいところですね。
宮嶋委員長	そうしましたら。 じゃあ、森本さん。
森本副委員長	先ほどの意見でもそうなんですけれども、どうしても持ち帰りたいのは特別委員会の活用案件、これは持ち帰りたいと思います。しかし、ここで議論はするなということじゃないので、よろしくお願いします。 それから、先ほどの野村先生の本の話なんですけれども、「一部事務組合の事務に対し母体の議会は」というくだりで「事務」と出ていますけれども、特別委員会を規定する案件については、それは事務的なことになると思うので、私の理解は事務と思っていますので、よろしくお願いします。 それと、うちの議員5人出ていますので、5人においていつまでも母体の議会に持ち帰って云々ということじゃなくて、一定の期日には、ここで結論をちゃんと申し上げるべきことはもちろんのことですので、それは考えております。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木委員	特別委員会の運用について、どういう懸念とか、どんな異論が出たんですか。理由を教えてください。
森本副委員長	理由。
宮嶋委員長	森本さん。
森本副委員長	個人的な意味になりますけれども、今意見が全然これからのところで、冒頭で申し上げただけなんですけれども、私の意見でよろしいか。
佐々木委員	いえいえ、全協の結果を教えてください。

森本副委員長	いや、そこまでしてないって言うてますやん、先ほどから。 だから、昨日の全協は全部持ち帰ってほしいということだったんでね。
佐々木委員	委員長、いいですか。今の話だと、特別委員会の運営について何が論点か分からないけれどもという話でしょう。それ、理屈が通りませんよ。
宮嶋委員長	<p>ちょっと待ってね。</p> <p>今、ここで特別委員会の活用案というテーマになっております。</p> <p>先ほど冒頭に佐々木さんが言われたように、本会議中心でやるのか、委員会中心でやるのか、いわゆる必要な議案を委員会付託するののかということなんです。そこのところの考え方をちょっと議論した上で、皆さんが委員会付託が必要だということであれば、当然委員会設置ということになるわけですがけれども、じゃ、本会議の議論でいいじゃないかということになったときに少し足かせになってくるのは、本会議質疑1つは3回までというようなことがありますので、そのことも含めて本会議質疑の柔軟性というか、そういうことが議長の采配で認めるということ、管理するのかどうかということもありますので、ちょっとまずそこのところの議論は少ししておきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
佐々木委員	そのとおりだと思いますよ。
宮嶋委員長	どうでしょう、ご意見、そこいただけませんか、そこのところについて意見。 森本さん。
森本副委員長	<p>一応これは個人的な意見ですがけれども、私は本会議主義、今のやり方でいいんじゃないかなと。</p> <p>というのは、これメンバー少ないので、これをまた決算委員会とか予算委員会とかに分けて、同じメンバーでやるというのはどうかなと。別に今の方式で、質問が3回とか、そこの制限はあるけれども、委員会主義でなくて本会議主義で、私としてはそれでいけるんじゃないかなというふうに思われます。</p>

宮嶋委員長	ほかに。 伊藤さん。
伊藤委員	<p>私も同じ意見です。</p> <p>年に2回しかないところで、これ分けて同じメンバーで替わるわけでもなし、それでするのは実際いかがなものかという気持ちがあります。</p> <p>一番問題になるのは質疑の回数ですね。3回制限ということで、実際聞いているほうもざーっと聞かれて、答弁者も大変、言うている本人さんは、ある程度これとこれを聞くということでしたらと調べてこられているのはいいんですが、ちょっと聞くほうもしんどいかな、ほんで、答弁者もちょっとしんどいかなという、このところだけがネックになっているんです。もうあと2回ぐらいか、それともどうかなというの、ちょっとこのところ、私、一存で枠を外すというのは、私自体、どうせいと言われたら、よう答えられないんですけども、本会議方式でやるべきだと思っております。</p>
宮嶋委員長	ほかはいかがですか。
佐々木委員	よろしいですか。だから。
宮嶋委員長	ちょっと待ってください。佐々木さんの前に、竹川さんとか大野さん、どうですか。基本的なことは佐々木さんが言われているように、まずは、ほかのメンバーで。
竹川委員	<p>一般質問は一問一答になりましたよね、一般質問では。それは改善されて、本会議主義といった場合に、一般的には本会議では意見は、厳密に言うところとちょっと違うみたいですけども、一応意見は述べないで質問をすると、それも3回までという。実は意見を述べてもいいという解釈もあるんですけども、基本的にはそうだと。それを本会議、というのは、一番の問題は人数少ないというのがあるので、議運だって実際はみんなでこうやっているわけですね。もし本会議主義を取った場合でも、意見を述べた質問ができるのかどうか。やってもいいよというのか、それから、3回というのを取っ払うことがルール上できるのかどうかちょっと聞きたいんです。</p>
宮嶋委員長	大野さん。

大野副議長	何で。
宮嶋委員長	大野さん、よろしいですか、特に。
大野副議長	特にちょっと。
宮嶋委員長	高味さん、議長として何か考え方があれば。
高味議長	<p>今、回数制限と本会議中心主義、委員会中心主義の話、昨日の全協でもちらっとは話が出ていましたけれども、深い議論はされなかった。その中で、3回を外すかどうかというところと、今言われたように、質問の中に本人の意見、主張が入っているやないかと、そこはなかなか、議長を市のほうでもやっていたけれども、なかなかその判断とその止め方というのは難しい部分があるんですよ。大方ほかの議会を見ている、大方受け入れてはりますわ。ただし、時間があまりにも長過ぎて、同じような質問を繰り返している場合については質問を控えてくださいということは言うかもしれませんけれども、その判断ができるのは、議長が本会議において仕切れますから、仕切れるというか、ある程度の権限があるから、議長が発言を許した場合は質問を続けられますからね。そこらの部分が、これ議長によってどうやと言われたらそうなるし、きちんとした決め方をさせていただいたほうがありがたい部分もあるんやけれども、それをやりかけたら本当にぎすぎすした議会に、言うたら人によってここを許すのかとかになって、まあ言ったら難しい問題ですね、そこは。</p>
佐々木委員	でしょう。
高味議長	<p>でも、うち、決算予算特別委員会は全員でやっているんですわ、今コロナになって半分になりましたけれども。そうなったら、もう一番初め、加茂の議会のとときやったら10時頃になったことが何回かあるんですわ、終わるのが。一応そうならいかんというので、質問回数は決めなかったけれども、時間、持ち時間制を取って行ったという経験はありますわ。何でもずるずると長いのがいいことないから、ある程度の持ち時間を区切って、その範囲で質問してもらうという方法を取ったこともありますけれども、それがベストかベターかというのは分からなかったけれども、そうしなくては、もう5時、6時、7時、8時になるようなことになっていましたから、ある程度の規制はかけました。そういう経験もあるから、いろんな議論をされたらどうですか。</p>

宮嶋委員長	再度それを、ありましたら出してください。はい、どうですか。
佐々木委員	<p>今、議長がおっしゃったとおりで、その方向でいいと言われたとおり、要するに、私らの責務は住民から選ばれた代表者としてしっかり審議をするということですね。賛成、反対は横に置くとしても、しっかりと審議をする。住民の意思をしっかりと反映、代弁をして、それが組合議会の運営に生かされるかどうかというのは議会の議員の仕事でしょう。</p> <p>今言った本会議主義とか委員会主義、または、さっき議長が言われた時間制限のフリーとかいうのは、その手段でしかないわけだから、じゃ、そういった本来の議会の存在意義を実現するための手段は何を選ぶかというだけの話でしょう、そこは。</p> <p>だから、別に、委員会主義というのは基本的にとりか、今日出させてもらった精華の申合せ素案というのも基本的にはどこかから特別なものを持ってきたわけじゃなくて、木津川市議会と精華町議会の今のルールで、ほぼ一緒のところはそれを踏襲しているんですよ。何も全然違うとか思っているわけでも何でもないです。</p> <p>2つの議会は基本的に委員会主義でしょう、議案審議は。なのに、何で組合議会だったら本会議主義にしなあかんのかというのが全く議論が通用しない。だったら、木津川市議会も本会議でやったらとなるわけですよ。</p> <p>でも、実際には、さっきから出ているように3回制限だとか、もし4回以上でてくる場合は、議長もおっしゃったように、この議員は認めるけれどもこの議員は認めないといった話になったら余計混乱するわけなので、一定の制限もなく、無制限とは言いませんけれども一定なく、しかも意見を言える委員会の形式を取って、皆さんに意見も言いながら、いろんな木津川市政に反映するようなお仕事をしてもらっているわけですよ。</p> <p>だけど竹川さんが言ったような、本会議で意見言えますが、言えるのは基本的には質疑をするための意見なんですよ。この質疑をするために、自分はこう考えている、この意見をどう思いますかというのは言えるけれども、これを全くのけて、とうとうと自説を問われても困るわけです、本会議で。そんなことをやっても困るわけです。なので、どちらが議会の責務を果たせるかというのが一個のポイントですから、そこを考えたら、さっきの繰り返しになりますけれども、木津川市議会でも精華町議会でも採用している委員会主義を取らないということ自身が物すごく不自然だと思います。だから、基本的には委員会主義を取るべきだと思います。</p> <p>もし本会議でやるんだったら、さっき議長がおっしゃったように、一定時間制ならいるかもしれないけれども、ただし、そんな5分とかいいたら困るけれども、一定時間制ならやれるかもしれないけれども、一般質問と同じように一問一答制にするというのは一個の方法ですよ、それは。ただし、その場合は本会議だから、議長采配によっ</p>



<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>て、ある議員さんが意見を言ったときは止められる可能性が出てきます。委員会の場合は止められません、基本的には。どっちがいいですかということです。</p> <p>なおかつ、これもいろんな学者さんとか、いろんな先輩議員さんも言っているけれども、私ら議員って無責任になっちゃあかんわけですよ。議決で議案が通った以上、その議案に責任を持つというのが議会の責務でしょう。もう一個言えば、その議案に何が入って盛り込まれていたか説明しなあかんわけですよ、住民に対して、その瞬間、議決の瞬間から。だって、そうでしょう、議決は賛成しましたと、でも、中身知りませんと、市民から聞かれて分かりませんなんて言えるはずないじゃないですか、議員が。責任を持って議決権を行使する以上、その説明責任を果たさなあかんわけだから、説明責任を果たせるための審議はしなきゃならないんですよ。だから、予算の中にも、条例の中にも、自分たちが理解できないことが書いていたら聞かなあかんのですよ、賛成、反対は別にしても、それは。納得した上で賛否を表明しなきゃあかんわけですよ。それをするためには委員会主義のほうが絶対いいです。そういうことです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがでしょうか。 高味さん。</p>
<p>高味議長</p>	<p>木津川市も精華町も委員会中心主義を取っておられると。木津町の議員、私ども、宮嶋委員長も知っていた最初の頃は本会議中心主義だったんですね。それでは、本会議中心主義と委員会中心主義がどこが違うかというたら、やっぱり自治体の規模によると思うんです。案件にもよりますけれどもね。だから、一部事務組合が本会議中心をしているのは、やっぱりこれだけ大きな規模でないというのが一つあるんじゃないかな。まだ町村では本会議中心主義でやってはるところもありますから、やっぱり僕は規模だと。規模において委員会中心主義になっていくんじゃないかなと。市になった場合はほとんどもう委員会中心主義を取っておられるというのが現状じゃないかな。</p> <p>一組のこの規模で、事務内容も、大きな移転があったとか、土地の売買あって問題があったというんやったら別だけれども、本会議中心主義でいいんじゃないかなとは思いますがけれどもね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>規模の問題というのはやめときましょう。違います。絶対違います、それは。そんなことはどこにも書いていません。議員必携にも自治法にもどこにも書いていません。小さい自治体は本会議主義だと、大きな自治体は委員会中心とどこにも書いていません。</p>

高味議長	それは書いていないですよ。
佐々木委員	だから、そんな誰もオーソライズされてないことを言っちゃあかんですよ、そんなことを言い出したら。
高味議長	いや、そうじゃないですよ。
佐々木委員	しかも、木津川市と精華町の人口合わせたら10万超えますよ。
高味議長	現実としてね。
佐々木委員	10万を超える市民、町民のごみ処理をしている組合なんですよ。全然小さいということは思わない。
高味議長	事務内容も含めて、今、一部事務組合のされている内容においたら、本会議中心主義もあってもいいんじゃないかなど。何もそれにおいて議論が進まないとか、運営が悪い方向に出るのかというような、現実的に、今スムーズに行われているというのが現実じゃないかなど。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木委員	議長、ちょっと現実見てください。先ほど伊藤さんが言ったとおりじゃないですか。この間の本会議で私が17項目やって、答えてもらえないことがあったんですよ。まともに答えないことがあったんですよ。全然スムーズに進んでいないじゃないですか、議論が。その現実があるから、委員会だったら17個一遍に言わなくても一個一個やればいいんですよ。そのほうが聞いている側も答える側も、また、ほかの議員さんも傍聴者も分かりやすいんですよ、一問一答方式のほうが。10個まとめて10個返ってくる、それも、今何をやっているのかよく分からない、聞いたことに答えていないということが現実起こっているから、だから充実した審議をするためにどうしたらいいかということを申し上げているわけであって、今の議長の理屈からいったら、今後も20項目も30項目もやる人だっていますよ。誰が、会議も面白くないし、訳分からなくなりますよ。だから、多くの議会は一般質問に一問一答制を採用しているんですよ、過去の教訓から。

宮嶋委員長	議長。
高味議長	佐々木さんがたくさん質問されるということを言われて、私がこれ、たくさん質問するのは一般質問がされていないからやということで、一般質問したらどうかというので一般質問をやるようになって、少なくなるのかなと思ったら、前回13個もされたと。そこはそれで置いといていいんやけれども、やっぱりいろいろと改革はしていくけれども、一つ改革が終わったと思ったら、同じことにまた戻っているのが現実じゃないかというのが。
佐々木委員	ちょっと暴言すぎます。  (机をたたく音)
高味議長	そやけど、そのとおりのことを言うている。
佐々木委員	要するに、発言、今。
宮嶋委員長	ちょっと待ってください。  (委員長の声)
佐々木委員	さっき言ったじゃないですか、発言妨害じゃないですか、はっきり言って。議員活動に対する妨害ですよ。
高味議長	違う、妨害じゃない。
佐々木委員	だから、さっき言ったとおり、一般質問と議案の関係で、わざわざ確認したじゃないですか、先ほど。一般質問の中身と議案審議とダブってもいいよと確認したじゃないですか。何なんですか、一体。
高味議長	いいですか。
宮嶋委員長	じゃ、ちょっと待ってください。 高味さん。

高味議長	今のこういう意見もあったということを含めて、これについては持って帰ると。
佐々木委員	しつこいな。個人攻撃ですよ、議長。
高味議長	ということでいいんじゃないですか。
佐々木委員	個人攻撃ですよ、それは。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木委員	そんなんあきませんよ、そんなん。今は個人の活動を批評する場じゃありませんよ。批評してるじゃないですか、いかにこの組合議会をスムーズに、なおかつ、先ほど申したように、住民に対して責任の持てる活動をするかでしょう。質問項目が多かったらけしからん議員だというような言い方されたら、もうそれはたまらん。
高味議長	委員長。
佐々木委員	こんなの名誉に関わりますよ。
高味議長	委員長。
宮嶋委員長	ちょっと待って。 いいですか、佐々木さん。
佐々木委員	名誉に関わります、それは。だから、元に戻してくださいよ、議論の方向を。そんな個人攻撃する会議やったらもういいわ。
高味議長	委員長、いいですか。
宮嶋委員長	高味さん。

高味議長	<p>僕は反対に個人攻撃、今、受けていると思う。</p> <p>(そう、受けているの声)</p> <p>むちゃくちゃ受けていると思います。もうこれで僕、発言やりにくくなりました。</p>
佐々木委員	<p>何で。</p>
高味議長	<p>僕は、現実のことを言うだけです。はっきりと、僕は多く言わないから、一般質問は必要違うのかと。ほんなら一般質問をつくるようにしましょうと言うて、みんなが納得して一般質問をやるようになって、一般質問をやったと。これも現実です。現実のことを言うてるだけであって、その現実のことが一っと言われることは、もうこれ以上の発言はできないですよ。もうやめたらどうです言わはるように。</p>
宮嶋委員長	<p>ちょっと待ってね。</p>
高味議長	<p>こんなん前に向かない、怖くて。怖い、反対に。</p>
佐々木委員	<p>議長がそんな発言はありえないですよ。</p>
伊藤委員	<p>委員長。</p>
宮嶋委員長	<p>ちょっと待ってくださいね。</p> <p>今、特別委員会を活用できないかと。要するに、議案の審議について本会議でやるのか、特別委員会でやるのか。特別委員会でやる場合はこういうメリットもありますよ、本会議でやる場合はこうですよというのをもう少し出し合いながら整理ができればと思っているんですが、そここのところがちょっと十分できていません。</p> <p>それと、木津川市議会のほうでさっき出された、内容の確認について全協でも報告いただきたいというような趣旨がありましたのですが、ちょっと今のところはまだ平行線みたいなところで、何か一定の方向が見えているということではないんですね。</p> <p>ただ、2月の議会、主な議案は予算だろうと思うんですけども、そこにおける審議、質疑ということとの関係もありますので、ちょっとそこがスムーズというのかな、深まるような議論になりますように、もうちょっとそここのところで方向性が出ますような議論になりま</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>せんでしょうか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>何遍も言いますが、木津川市議会も精華町議会も基本条例を持っていますよね。読みました、全部。読ませていただきました。立派です、2つとも。市民たちに誇れると思います、ある意味。その精神どおりでやりましょうというのはまず基本にあります。</p> <p>じゃ、なぜ精華町議会や木津川市議会が一般質問の一問一答制を採用しているのかということでしょう。</p> <p>過去は、私らもそうですけれども、一般質問の3回制限がありました、本会議の発言だからありました。でも、それでは、さっきも申し上げたように、質問する側、答える側、傍聴する側、ほかの議員さん合わせて全員が混乱されてたわけですよ。さっき申し上げたように、答弁漏れも発生したわけですよ、頻繁に。それでは、いわゆる国会の予算委員会方式ですね、一問一答というのは。ああいうふうには論点を1個の問題に絞って、論点をはっきりさせて質疑をする、答弁をするというのが、みんなが一番分かりやすいというところが、主なところだと思うんですよ。それが違うと言うんだったら今議長がおっしゃったような話は成立するけれども、それがよかったから今も続いているわけでしょう、両市議会とも一般質問の一問一答制というのは。悪くないから。じゃ、なぜ2つの構成する市議会、町議会を採用した方式を2つの構成する議会が採用するのがおかしいという議論になるのか訳分からない。そういうことですね。</p> <p>なおかつちょっとつけ加えますけれども、全部の議案を委員会ということを行っているわけじゃないんですよ。主に予算や決算、また重要な条例に限定してもいいと思います、それは。例えば前回あったように、広域事務組合の名称変更ありますよね、名前出しちゃったけれども。ああいう別にうちの権限に属さないみたいな手続的なものというのは、それは本会議でいいと思うんですよ、それはそれで。そういう、だから議案によって、重要議案かどうかによって、それを分けることも一個の方法だと思います。</p> <p>もう一個、これはテクニク的な話だけれども、予算や決算の審議のときに、今、一括質疑をしますよね。だから、どうしても全部にわたって、項目を集中せざるをえなくなる。もし本会議主義を取るにしても、300歩譲って、にしても、回数制限をなくすか、もしくは款項目、目ごとにやるという方法がもう一個ありますよね。つまり、目が10個あったら30回できるわけですよ、最大。目ごとに、要するに審査する対象を目に限定すればということになるけれども、だから、ただ、それでもやっぱり一括質問、一括答弁の域を出ないから、一問一答制の利点を超えることはないと思いますので、そういう意味では、もう一遍言いますが、2つの市議会、町議会が取っている方式を何でやったらあかんのですか。分かるように説明してください。</p>

宮嶋委員長	森本さん。
森本副委員長	<p>母体となる議会が委員会主義を取っているからといって、一部事務組合の当組合が絶対に委員会主義を取らなければならないということではないと思います。</p> <p>そして、本会議主義というふうに私が個人的に考えているのは、議案数とか、それから予算規模とかを見て、やっぱりこれは本会議主義でいいんじゃないかなと。そこはもっと膨大な議案数なり予算執行額がぐっと増えてくるようなことになれば、そのときにまた、質問数も多いので、委員会主義に変えたらどうやとかいう議論をしたらいいんじゃないかなと私は個人的にそういうふうに思います。</p>
佐々木委員	さっきから希望論はやめましょうよ。
宮嶋委員長	ちょっと待ってください、佐々木さん。
佐々木委員	誰も希望論なんて、どの学者もどの議会でも言ったことはないんですよ。
宮嶋委員長	<p>ちょっと待ってください。</p> <p>あと、発言いただいていない竹川さんとか大野さん、いいですか。今の本会議を中心にやるのか、委員会を中心にやるのかについての議論で意見をいただけたらありがたいんですけども。</p> <p>竹川さん。</p>
竹川委員	<p>私としては、この1年余り本議会を見ていて、佐々木委員がやはりどわあと言わざるを得ない、たくさん。それは本会議主義だからです。だから、言おうと思うことをまとめて言って、まとめて答弁するので、それで3回という制約もあるわけやし。それが一問一答になると、まず一番戒めなければいけないのは、民主主義は時間がかかるということで、時間かかるからそんなんやめようというのは絶対してはいけない議論だと思います。民主主義は、特に議会は時間かかるものですから。</p> <p>ですから、やはり答弁漏れがないようにするためには、やっぱり委員会主義でないと前に進まないと思いますね。だから、委員会主義で特別委員会をつくって、そこでしっかりと議論をする場合は委員会主義を取る、少なくともそういう場合があつていいと思います。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>今日はちょっとまとまらないんですけども、一つ委員会を設けた場合の、逆に言えば質問制限がないということで、時間の見通しね。</p> <p>要するに、ここの議会は一般質問をやりますと、前は5人でしたと、その後議案審議をやりますと、9時から5時までが会議時間ですと、延会することは可能ですよ、けれども、そういう中で、例えば初めから2日目に予備日を設けておくというような設定が他市町村との関係、特にこの時期はほかの一組でも組合議会がありますから、そういうことができるのであれば、例えば審議時間に余裕があります、5時になったので、残りは予備日を使いますというのが可能ならば、仮に委員会でやっても、また、本会議で一定の裁量権を認める場合であっても、それはできるんだけれども、そこの心配というか、それは実際のところはあるかなという思いもするので。</p> <p>ちょっと確認なんですけれども、会期は2日と決めるわけじゃないけれども、予備日を設けることというのは日程をつくる上でどうなんですか、聞かせてもらえますか、事務局。</p> <p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>非常に厳しいです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、それはそうなんやろうけれども、そこをあえて聞いているわけです。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>本当に日程というのは、組合が複数ありますので、市町の議会があつて、どうしてもその近い時期になってくるところもあつて、議案の作成の時期等も含めて2日確保をするというのは、不可能かどうかは横に置いて、非常に厳しいのは厳しいです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>2日と初めから限定するわけじゃないけれども、予備日として1日空白を置いておいてほしいということにはなるんだけれども、例えば2月でいえば、私の個人的な日程もあるけれども、山城病院組合議会が6日にあつて、ここが8日だと。あと、もう決まっているんですね。精華町は消防はないけれども、消防って分かりますか。広域は分かりますか。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>いや、分かりません。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>分からない。どちらにしろ、例えば次、当面、課題になるのは2月8日に行く本会議での審議の在り方なんですね。そこが深まる議論をするにはどうすればいいかという観点。</p>



伊藤委員	はい。
宮嶋委員長	ちょっと待ってください。 佐々木さん、先に。
佐々木委員	<p>経験的なものをちょっと排除してもらいますけれども、精華町議会も過去においては予算決算委員会をやったことがあって、それ、今なお何回か5時を過ぎて、要するに、時間延長してやったことがありました。今、そういうことは基本的にあり得ないです。</p> <p>なぜかという、1つは、委員会が一問一答制を採用していることと、もう一個は、いわゆる予算決算附属資料で、ここをもうちょっと詳しく書いてもらおうということはこの間やってきました。</p> <p>つまり、それまでは、精華町議会の悪いとか幼かった部分というのは、例えば何かの決算の審議のときに、このイベント何人参加したとか、単価は幾らだったとかいうことは書いてなかったんですよ、当時の予算決算資料には。今、全部書いてありますから、そんな質問は出せません。</p> <p>つまり、一番つまらないことはって失礼かもしれないけれども、時間をもったいないのは事実を聞くことですよ。さっき申し上げたように、何日間営業したとか、何時間燃やしたとか、何トン燃やしたとか、今は書いてあるよ。でも、そういうふうなのをもし書いていなくて、数字だけの決算だけになっていたら、そしたら、そういう質問は出ますやんか。何日間稼働しましたとか、そんなの全部、そんなもの聞く必要ない、書いたら聞く必要はないんですよ。だから、できるだけ、質疑して答えられるということは、事務局が資料を持っているからでしょう。持っているから答えられるんですよ。持っていないことは答えられないんだけどね。答えられなかったら、資料を持っていないか、事務局レベルで判断できない政治的な、要するに管理者とかが判断せざるを得ないような問題、それは答えられないですよ。</p> <p>つまり、聞かれる可能性がある、過去の議会を通して、またはその市や町の議会を通して聞かれる可能性がある項目は全部載せておくことなんです。そしたら、質問時間・回数は減ります。劇的に減りました。要するに事項質問、事柄について聞くというのが劇的に減りました。代わりに何が起こったかという、その後、政策的議論になるんですよ。そういう数字を聞かないから、書いてあるから聞けないでしょう。聞けなかったら何が起きたかという、発言できる人はちゃんと、じゃ今回こうあったけれども、来年どうするんですかとか、こういう観点で運営していきませんかとかいう提案型とか、政策提案型の議論になってくるわけです。</p> <p>だから、単純に時間が、逆に言えば、私の見解でいったら、ちゃんと資料を作って委員会中心主義をやるほうが時間は短くなります。一括方式をやるほうがかえって答弁漏れやトラブルが発生して時間は長</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>くかかっています。 だから、ある意味、委員長おっしゃるように、時間を短縮しようと思ったら委員会中心主義を採用して、なおかつ、もうちょっと、いつも出るような質問にはちゃんと書いておくと、そんな質問はしなくてもいいようにしておくということをやれば、随分改善もされるだろうと思いますよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>伊藤さん。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>ちょっとさっきから言おうと思っていて、何やもう頭の中があれなんですけれども、今の話聞いていたら、日にちの延期できるかとか、そういう話まで上ってきました。延長みたいなのは絶対駄目なんです。 これやっぱり一部事務組合、市長、町長なんかはいろんなかみ合わせがあるから、その決めた日に、決めたときに全部完結ということで、やっぱり臨んでほしいということが第一と、先ほどの佐々木さん、机たたいて、あれ、ちょっと嫌になったんでしょう。非常にあれ、気分悪いんです、横にいてても。何で机たたいてまでそんなことを議論しなければならないのかというのを。多分大野さんなんかやったら非常にびっくりされたと思います。でもないんですか、何ともなかったですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>もう、ちょっとそれは。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>それはちょっと。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>それはもう。でも、すごくああいう暴言とかそういうことは、議員としてやっぱりいかなものかだと思います。議長が述べられているときに遮ってまで言わはるご自体、私は真摯に向き合っているって、実際感情的になっておられるように思ったからね。言おう言おうと思って手挙げたんやけれども、ほかのほうへちょっと指名されたので、もうあれなんですけれども。 ほんで、もう、どうあるべきかいうことを先に決める。もう私は、やっぱり3回まではすごくネックになっているけれども、やっぱり本来あるべき姿で、そういう本会議主義というんですか、だから、それでやっていかないと本当はいけない。ただ、ネックを挙げれば3回で聞き取りにくい、ちょっと分かりにくいというのは今あります。でも、委員会になっても、この調子だったら多分一緒かなという感じですのでね。私の意見です。</p>

宮嶋委員長	竹川さん。
竹川委員	<p>机をたたくのはよくないと思います。そんなこと当たり前のことで、感情的になるのもよくないし。</p> <p>佐々木委員おっしゃられたように、僕、予算決算委員ですけれども、教育委員会の決算書がかなり空白が多くて、やはり数の質問せざるを得ないんですよ。書いてあったらそんな質問しなくていいし、やはり委員から、次年度からちゃんと今答えられたんだから、ちゃんと予算決算書に書き込んでおいてくれと。そしたら、この質問しなくていいねんからということで、教育委員会は、分かりました、すみませんでしたとなったんです。</p> <p>だから、今この議運でも、今まで議運なかったわけやから、産みの苦しみを今やっているんですよ、宮嶋委員長は大変やと思うけれども。だから、今この議論をやっているけれども、これがだんだん定着してくると、無駄な質問はなくなってくるので、やっぱりスムーズな運営ができてきたら、時間も随分短縮されてくるとは思うんです。</p>
宮嶋委員長	<p>分かりました。ちょっと待ってください、それでいいですか。ちょっと遮って悪いです。</p> <p>事務局に聞くんですが、予算附属資料というのはまだこれから作成なんですか。もうかなり固まっている部分があるんですか。</p> <p>松井さん。</p>
松井総務課長	<p>まだ予算につきましては、議案調整は整っておりませんので、これからの作成になります。</p>
宮嶋委員長	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>我々でこうやって議論をして、そして実際にやるのは次の2月議会が最後になると思うので、ここへ全部書かれてしまう必要はないと思うんだけど、2月議会の試行といいますか、皆さんが思っておられるところで何かやってみて、スムーズに行くのか、いかんのかということも踏まえてやってみる必要はあるんじゃないかなと。そうしないと、今の議論だとなかなか一つにまとまるという方向がない。</p> <p>例えば、今、佐々木さんが資料の話を出されました。それで、令和4年度の当初予算案と附属資料があります。また、令和3年度の決算はもう既に出ておりますが、そこに例えば載っていない、そういう必要な資料等があれば、それを次のものには一定反映いただくために、あるいはこういう資料が欲しいとか、こういう数字は確認しておきたいというものがあればね。</p> <p>例えば、それを作成する時期との関係や、それを整理する時期との関係があるんだけど、ちょっと事前に出しておいてもらえたら、</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>事務局のほうでそれを考慮して予算附属資料に入れ込むというようなことができるかと思うんですよね。</p> <p>例えば、もし、事務局に聞くんですが、例えばそういうことの作業が一定できるとしたら、タイムリミットというのはあると思うんですけども、いつぐらいまでにそういうことができれば附属資料に書き込んだりすることが可能ですかね。</p> <p>松井さん。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>現在の予定でいきますと、2月1日が定例会の告示1週間前の予定、この日に議案を配付させていただき予定とさせていただきます。</p> <p>ですので、これ以降につきましては、通常であれば議案の差し替えをお願いして、最悪、当日までには正しいもので出すということも、訂正なり、こちらの誤りがあった場合はお願いしているところでございます。</p> <p>ただ、2月1日の議案配付での時点で可能な限り当然しっかりしたものということであれば、今のカレンダーでいきますと、作業できるのはもう9時半から議運をしますので、作業できるのは前日になりますと、前日のできましたら午前中には情報が整っていないと、午後の作業で間に合うかどうかというような話に事務的にはなってくるのかなというところになります。</p> <p>あと、もう一つ、我々のほうの事務の内容でいきますと、その前の週に管理者会議を行って、提出する議案の確認を正副管理者に行っている。事務の話はご説明したとおりですので、理想でいきますと、この管理者会議に当然そういった資料を正副管理者のほうで確認いただいたものを告示で出すというのが理想になるかと思えます。</p> <p>ですので、それ以降の修正については、修正した部分は我々のほうで正副管理者へご説明をして、修正したものを出すというような流れの中で、議員の皆様にご提示できるのが2月1日という形になりますので、事務的にはリミットと言われれば、この2月1日の前2日あたりが最終のところかなというところですよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>そんな押し迫らなくてもいいんですけども、ただ、先ほどのホームページ等の関係もありますけれども、1月10日に要求する資料が、作ってほしい資料がありましたら、それも出しといてもらえれば、1月18日の議運で全体で確認して、了解もらったものをつけてもらうということにしてはどうですかね。いかがでしょうかね。それで全部が解決するというわけじゃないですよ。今、佐々木さんから出た問題点の一つとしてということの改善方法なんですけど、よろしいですか。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>(はいの声)</p> <p>じゃ、そういうこととして、今までの不足資料とか、もう一度見直してください。自分が問いたいものが載っていない場合は、それは1月10日までに出していただいて、事務局のほうでまとめて、1月18日の議運で、全体で確認しておくことにしたいと思います。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>予算決算ですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>だから、予算決算は、少なくとも令和4年の決算書と附属資料は我々の手元にありますよね。令和3年の決算書も手元にあるから、それを参考にしながら令和5年の当初予算を審議する資料ということで、2月8日の議会をスムーズにということです。</p> <p>その上で、これも議長の権限に属する部分があるので、本会議主義でやった場合に、本会議の議長権限で一定緩和できるものがあるのかどうか。例えば、次、3回と言っているけれども、予算審議については5回まで認めますとか、もうそれは議長が判断でというと、さっきあったように、あんたは5回以上できませんとか、あなたは3回しかできないとか、3回を超えて4回まではいいとか、何かそういう、今のこれは私が言うているだけで、議長自身が2月8日に采配するに当たって、特に予算について議長としての考えを、これもまとめておいていただけたら、1月18日に何か出していただけたらうれしいですが、そういうことはどうでしょうか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>いや、もう質問される、質疑される方は、もう5回に決めたら全員5回にすると。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>そりゃそうです。</p>
<p>高味議長</p>	<p>もうそのときそのときの判断で。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、そうではなくて。</p>
<p>高味議長</p>	<p>切り替えられへんから、またそれをやったら余計ややこしいから、それが5回でええのか、何回でええのか、外すのがええのかという判断はなかなか。</p>

宮嶋委員長	<p>だから、これはもう議長の権限に属する部分だから、2月8日については例外的にこうさせてもらうというような案が出るかどうかです。</p> <p>だから、それはもう議長で判断いただいて、18日にご提示いただけて。</p>
森本副委員長	<p>試行ということか。</p>
宮嶋委員長	<p>もう2月8日に限っての話ですよ。というのは、このメンバーがその日しかないんですから、その経験は蓄積されるだろうし。それとも例外的に委員会を設けるのか、例外的に。</p>
竹川委員	<p>一遍、試行的にやりましょうよ、試行的に。</p>
宮嶋委員長	<p>だから、例外で2月8日のみ。</p>
伊藤委員	<p>のみ。</p>
宮嶋委員長	<p>だから、両方じゃなくて、それはどっちがええのかで判断するので、そうしないと両方なんてことはあり得ないから。</p>
竹川委員	<p>その日に、2月8日に高味議長が、じゃ、試行的にこう会議しましょうという、そういうこと。</p>
高味議長	<p>それ、1点だけ、特別委員会を設置すると。木津川市の場合は、特別委員会には市長は出席されませんか。そやけど、これ一組をどうするかというのは、また首長とも事務局通して、こうなったけれどもどうやという話はせんなんと思うねん。うち、ないですやん。</p>
佐々木委員	<p>それは違うでしょう。よろしいですか。</p>
高味議長	<p>いや。</p>
宮嶋委員長	<p>ちょっと待ってください。</p>

高味議長	そやけど、うちとしては、恐らくここをある程度の調整はしとかんと、もう設置しますよ、あんた出てきてくださいよというようなことにはすぐにはならんと思う。そこもちょっと時間欲しいし、その回数にしたかて、どれがいいのかというところと、言うたら1人の持ち時間制限も含めて考えたら。
宮嶋委員長	いや、それはもう考えていただいたらいいんだけども、何か1月18日に今までとは違った会議、今日の議論も踏まえた上での改善というのか、何か議長のほうから出していただくことは可能かと聞いているので。もうそれは無理だと言わはったらそれまでやし、いや、考えますと言わはったら考えていただいて、18日に。
高味議長	ほんなら考えさせて、ちょっと。その返事も含めてね。
宮嶋委員長	分かりました。ちょっとその返事も含めて考えるということによろしいですね。
佐々木委員	今の発言、ややこしいので、木津川市は特別委員会をやられると分かったけれども、その特別委員会っていわゆる常任委員会以外の委員会というふうに映るんですよ。
宮嶋委員長	いや、常任委員会も特別委員会も委員会には市長は出席せずに、副市長が出席するという。
佐々木委員	予算も。
宮嶋委員長	予算も。
佐々木委員	予算も。ふうん。
宮嶋委員長	要するに、本会議以外で市長は出席しないので。
佐々木委員	ただ、一般的な議会のことを言うというのは、木津川市のはちょっと違って、大半の議会では市議会も含めて予算決算審議には首長が出てきますよね。精華町では出てきます、それは。

宮嶋委員長	<p>だから、さっき言うたように、ここは2つしかない議会でその話をするのかということ。</p>
佐々木委員	<p>今、うちの条例上、委員会条例に特別委員会がない、議運はあるけれども、しかないのは、要するに常任委員会をつくらないからだけの話ですよね。もし名称問題で問題があるんだったら、名称を変えればいいだけの話なんですね。</p> <p>それと、何遍も言いますけれども、議会の自律権というのは議会にあるわけですから、それは管理者に左右されるものは何にもありません。要するに、議会が決めた日程で、議長の名前で説明員の招集をかけるわけでしょう、どこの議会でも。管理者は当然だけでも、それ以外に、例えばどこの範囲までで本会議に出てこいと言うわけですよ、議長が。それで取りますよね、市議会でも。精華町でも取っていますよ、それは。それは議会側が決めているんでしょう。議会側の権限ですよ。だって、議会の会議は議会が主体になるんだから、それに対して行政側は誰を呼ぶかというのは議長権限でしょう。当たり前の話です、これ。</p> <p>だから、それは議会が決めればいいだけの話であって、名称があれだしたら、例えば予算特別委員会をつくりますと、この特別委員会には管理者は出てきてくださいと言えば、それで済む話。</p>
宮嶋委員長	<p>はい、分かりました。</p> <p>それで、要は、今日の議論では本会議主義でいくか、委員会主義でいくかということについての一致はないわけです。</p> <p>あわせて、2月8日の議会が我々に関わる、ある意味最後なので、何か前に向いて進めようと思ったら、そこで何ができるのかということがあると思うんです。</p> <p>そこで、先ほど議長として考えていただきたいということを言いましたし、資料作りの話はさせていただきました。その上で、今日こでもうそれ以上は議論できないので、ちょっと今日の議論、木津川市議会は持ち帰っていただいて、議員各位の意見があれば聞いていただくということにして、すみません。時間の関係で、実はもう一件、今日の次第にあるその他の関係もありますので、申合せ事項の案は多岐にわたっております。幾つかそこに踏み込んで議論した部分もありますが、これは後日ということにします。</p> <p>それと、傍聴規程の見直しや非常時における議会活動についても議論をしておりますので、これはもう後日とさせていただきます。</p> <p>今日の出たたたき台をさらにご検討いただきたいというふうに思いまして、時間の都合がありますので、申し訳ないですが、今日の次第の1番のところの議会運営に係る整理についてはこれで終わりたいと思うんですが、よろしいでしょうか。</p>



宮嶋委員長 つづき	(はいの声)
佐々木委員	<p>結構なんですけれども、1個、前から何遍もお願いしてるんですけども、議論を前に進めようと思った場合には、ちゃんと結論だけじゃなしに、どういう思考プロセスでこういう結論になったのかというような理由を添えていただきたいんです。それも、いわゆる議会人としての当然のこと。もう一遍言いますけれども、木津川市議会さんが持っている、精華町議会が持っている議会基本条例の精神です、簡単に言えば。二つとも立派です。この精神に背くような話は基本的に避けていただきたい。その精神に立った上で、じゃ、どういう運営をすればいいのか、選択肢は複数あると思うから、その複数ある選択肢の中の一個については、当然それはどちらを選ぶかになるわけですからいいんですけども、そこについてはしっかりと論点整理をしていただかないと堂々巡りが続きますので、それはよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>あと、さっき竹川委員からもあつたように、机をたたいたことについては謝ります、それは。ただし、やっぱり議論を進めるには、さっきも何度も言っていますけれども、論点整理をやらないと、ちょっと特定の議員を批判するわけじゃないけれども、本来こうですと言われても、本来こうですの結論の経過が分からないので、何でそれが本来そうなのというのが分からないと議論にならないんですよ。</p>
宮嶋委員長	はい、分かりました。
佐々木委員	だから、そのところしっかりと根拠づけをお願ひしたいと思ひます。
宮嶋委員長	<p>そしたら、今日の1番のところはそれで終わりたいと思ひます。</p> <p>すみません、10分から再開しますので、もう四、五分しかありませんが、トイレに行かれる方は行っていただいて、その間に資料配付をしていただきますので。だから、10分から再開します。</p> <p style="text-align: right;">(16:06)</p> <p style="text-align: center;">《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(16:09)</p> <p>今日の次第の3、その他について、今資料も配付いただきましたけど、事務局から、ちょっとまず最初にご説明いただけますでしょうか。</p> <p>局長。</p>

金森事務局長

それでは、お手元に配付をさせていただきました資料でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、こういうものが公布をされました。個人情報保護に関する法律の一部が改正されており、地方公共団体等の全国的なルールが設定され、令和5年4月1日から適用されるということになっております。

こういったことによりまして、地方公共団体におきましては、法に基づきまして実施するための条例整備等を行い、個人情報の保護を行っていくところでありますが、当該法律におきましては、議会は適用の対象となっております。議会においては、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが求められるということになっております。

したがって、本組合議会といたしましては、過日、木津川市議会においても当該条例制定の議決を終えられたというようなことも踏まえまして、令和5年4月1日の施行を目指して条例制定を行ってはどうかというふうに考えております。

なお、本条例規定におきましては、法規定などに準じまして罰則規定を設けることとしたいと考えておりまして、その場合は検察庁との協議が必要となってまいります。

つきましては、条例案をまとめることと並行いたしまして検察庁協議を進めて、次回予定をしております令和5年の第1回定例会におきまして、議会における発議によりまして条例制定を行ってはどうかということで考えておりますので、ご検討いただければというふうに考えております。

また、発議につきましては、議会運営委員会でご議論いただきまして、会議規則第14条第3項の規定に基づき、議会運営委員会からの発議とされてはどうかと考えておりますので、協議をお願いしたいと考えております。

一枚物のスケジュール（案）というのをご覧いただきたいと思っております。

まず、上からですが、12月21日、本日ではありますが、委員会で素案の提示をさせていただきました。素案につきましては、議長会から提供いただいた標準条例を加工したものでございます。

この条例の中におきましては、現行も恐らくそうだと思うんですが、罰則規定を設けておりまして、それに係る検察庁協議を実施する必要があります。この協議には、聞いておりますと1か月程度の期間が必要ということでございます。これは案の状態でも協議ができるということで、修正等は適宜対応いただけるということを確認しているところであります。

やっといこうということになれば、検察庁協議をまず併せてやりたいと考えておりまして、皆様方から条例の内容を見ていただき、ご意見を賜り、また、1月18日には議会運営委員会をやるということと本日議論もいただきましたので、そのところでご意見を賜っていただければどうかというふうに考えます。

そして、2月1日の議会運営委員会におきまして、もし発議をして

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>いこうということであれば、その発議案の最終確認をお願いし、8日の定例会に向けて準備を進めていけばどうかということはこちらは作成しております。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、今日は今提案いただいた部分で、皆さんのご意見があればそれを出していただいて、整理しなければならない事項があれば整理していくということですので、全部を今日ここで決めるわけではありませんので、まず、考え方等についてご意見がありましたら出してください。 森本さん。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>これは発議で提案していくという形を取るというので、中身についてはまた後日あれしたらいいと思うんですが、基本的には、これについては、議員8人で条例をつくる、個人情報保護に関する条例ですから、国の規定している条例に一本化するということになってるからやっていくべきだと思うんですが。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>これについても精華町議会では議会運営委員会の一部のチームで議会の個人情報保護条例案については今、検討中というところであるんですが、幾つかこれ論点がありますよね。論点整理をしてちょっと考え方を整理していただきたいのが1点あります。 もちろん上位法があるので、個人情報保護法があるので、それに大きく反することはできないとしても、自治体独自の裁量権が働く部分もありますから、そこをどうするかというのはやっぱりこの委員会で議論せなあかん話になってくるわけです。 具体的に精華町議会で議論させてもらってるのは、一つは開示、不開示決定の日、不服審査とかに対する日にちだとかいうのを、法のほうはかなり過去に議論があったけども、かなりでかい行政庁、例えば何とか省とか、財務省とかいったような、それを想定してるから、国の法律はかなり長く必要になってます。木津川市はどうか分からないけど、精華町の本体に今ある現行の個人情報保護条例については、ちっちゃな自治体でもあるから、国の今の法の約半分の日数で処理してきました。 なので、今のところ、現瞬間でいえば、精華町議会の個人情報保護条例案というのは、現行の日数で規定をしています。ばかでかい自治体じゃないので、ここもさっきあったように、規模でいったらちっちゃ</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>な組合ですから。そんな60日とか90日とかいう必要は全くないわけであって、かなり短い期間で決定なりということができるようなところに来ています。それはある意味、対象者、住民の方の利益になるからですよ。住民利益になるからです。それは考え方が通ってますし、あとは、もう一個議論があったのは、要するに仮名情報とか匿名情報というのをどう取り扱うかという問題、そして、死者の個人情報をどうするかという問題です。今あるものがなくなりますよね。</p> <p>だから、ちょっと幾つかそういう論点を整理していただいて、その論点をどう考えて、どういう結果の規定にしていくのか、結論にしていくのかというのは、どこかで確認しておかないと、さっき申し上げましたが、仮にこれが、議員発議か委員会提案かはどちらにしても、要するに議員立法でやろうという話が今あるわけですから、議員立法でやる場合に、私らが中身を知ってなきゃならんわけでしょう。なぜこうしたかということの説明せなあかんわけですから、私ら8人がちゃんとこの条例内容についてしっかり熟知をし、市民から聞かれたら、こういう理由でこのルールをつくりましたよということを説明できるようにしておかなあかんわけですから、その準備をお願いしたいというのが一つあります。</p> <p>ちょっと今はもらったばかりなので細かくは見れてないけども、今申し上げたような中身はどういうふうに見ていただくのか。もし市議会議長会や町村議長会の案としたら、ほぼ国の法律のコピーですから、そうなってる可能性があるんじゃないかなと思ってますが、そこはまだ見てないから分からないけど、ということが一つあります。</p> <p>ですから、あとは、だからどういう方法でこれを提案するかというのは、議会のルールでもあるから当然議員立法がふさわしいとは思いますが、さっき申し上げたように、議員立法する以上、責任を持って提案せなあかんわけですから、責任を持てるだけの情報交流と議論をしておかならんのだらうなというふうには思っているところです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今の件に関わって、何かありますか。 局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>まだ中身のほうは細かく熟読できるところではありませんけれども、1点、今、佐々木委員のほうからも話がありましたその考え方は一緒でございます。非常に膨大な情報を扱う機関と、やはり同等に扱う必要はないということもあって、開示決定の期間等については現行規定のほうに圧縮をして、今回の案については整理をしております。</p> <p>基本的なエッセンスというのは結合法に準じておりますけれども、そういう地域的というんでしょうか、組織的な情報量的なところもあって、現実に沿うような形で大まかなところについては手を入れて整理をしたところでありますので、ご覧いただいて、またご意見を賜れ</p>

金森事務局長	<p>ばというふうに考えております。 以上です。</p>
宮嶋委員長	<p>はい、竹川さん。</p>
竹川委員	<p>精華町でいうと、実は佐々木さんが議運委員長で、佐々木議運委員長の下にチームをつくってやっています。僕もそのチームの一員でやってきました。</p> <p>この法律自体がとんでもない法律で、各自治体が持っている個人情報情報を国や大企業が吸い上げていくという恐ろしい法律で大反対なんですけど、これが議会を外れるんですよね。精華町でも議会は別につくらなくてもいいので、つくりますか、作りませんかという議論をして、作りましょうと。それで今、動いているわけです。</p> <p>だから、本議会も別につくらなくていいので、まずそこから議論をしないと、いや、つくらんでええやんというところはつくらなくていいので。執行部、行政との兼ね合いも当然ありますので、まずそこからスタートしませんか。</p>
宮嶋委員長	<p>はい、松井さん。</p>
松井総務課長	<p>本日お配りした資料につきましては、先ほど局長が説明いたしましたとおり、素案としてご提示はしておりますけれども、中身は当然この議会運営委員会でご決定いただくものというふうに考えておりますので、今日ご提示させていただいたのは例示といいますか、全国議長会の資料、あるいは木津川市のほうがせんだって提案された内容とかもありましたので、そういったものも参照にしながら、素案ということで、何かしらちょっと見てもらえるものということでお出ししたというふうなご理解をまずいただければと思います。</p> <p>これの中身につきましては、この議会運営委員会でのご議論の中でどういったものを適用する、あるいは先ほど竹川委員がおっしゃったようにそもそも論という部分のご議論、必置ということではありませんので、そういったことも必要かと思えます。</p> <p>ただし、これを4月1日の施行に向けて進めようとするならば、検察庁協議を必ず、この今の素案になりますけれども、最終ページ、ごめんなさい、ページ数を打っておりませんので申し訳ないんですが、資料の一番最後の1枚に、第53条以降「第6章 罰則」という規定の部分がございます。これは法規定あるいはこれまでの条例規定等も参酌しながら、罰則が必要だということであらうと思っております、ここの部分をうたうのであれば検察庁協議が必要になります。</p> <p>万が一、入り口論も含めて、検察庁協議が進んでおらないと、2月の8日に検察庁協議が整っておらなければ、それがそのまま議会の提</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>案ということになりますので、今日、もしもこれを方向として進めていこうというご決定をいただければ、案で検察庁協議は問題ないということで聞いておりますので、それを並行して進めさせてもらっていか、その部分だけをご確認いただければなと思っております。中身は当然議会運営委員会で、これをベースというわけではなくて、ご議論いただければいいのではないかというふうに考えております。 以上でございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>ちょっと申し訳ないけども、この問題って今発生した問題じゃないじゃないですか。何年か前に法律が開始されて、来年4月1日で、今説明があったように議会が本体から外れるということで、市町村の本体は多くのところが個人情報保護法施行条例みたいなものをつくり、議会は議会独自に保護条例の部分を独自につくるということは、これは前から分かってる話であって、申し訳ないけれども今の話でいくと、検察庁協議に1か月かかるからぎりぎりですよ。ゴーサインを出してくれというふうにしか聞こえないんですよ。 だから、この期に及んでという話もあるんだけど、何遍もここで申し上げてますけども、何で早く手を打たなかったかということですよ。繰り返して申し上げますけど、今年2月4日に議運を設置することは決めてるんだから、さっさと設置し、さっさと決めて、過去の話だけど、議運の活動日から検討を始めたらよかったです話でしょう。 だから、この資料がない状態で判断を迫られても困るわけですよ。これはこの前の臨時国会で決まったわけでも何でもありませんか、まず。ただ、今はこういう状態になってるから、だからさっきから申し上げてるように、竹川委員からあったように、じゃ、うちの議会が保有してる個人情報というのはどういうものがあって、誰の利益を守るためのこの条例なのかというのがまずなきゃ駄目なんですよ。 仮にうちの議会が個人情報を一切保有してないんだったら、条例は要らないんですよ。ということになるわけでしょう。守るべきものがないから要らないということになる。だから、多分あるからつくらなあかんようになるわけです。じゃ、一体、うちの議会が持つてる個人情報、または今後持ち得る個人情報というのはどういうものなのか。つまり、守るべき利益は何なのかを確定させること。 それから、私らが検討するのに必要なのは、法のルール、それから市議会議長会の、いわゆるひな形と言われるルールを、もし必要だったら、可能だったら木津川市と精華町の今のルールでこの改正案というのを比較して見れるようなものがやっぱり要ると思うんです。 だから、全条文に至る必要はないと思うんだけど、さっき申し上げたように、日数の問題とか罰則の問題とか対象の問題とかいったよ</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>うな幾つか論点があるんですが、この問題について、この条例については。その論点のところについて、しっかりと比較できるようなものをつくっていただければ、じゃ、うちはここに合わせようかとか、例えば木津川市と精華町の今のルールが若干違ったら、どっちに合わせようか、この条項は木津川市に合わせようか、この条項は精華町に合わせようかという議論ができるじゃないですか。それは理由をちゃんとつけて、理屈をつけてやる必要があるんで、そこはやっぱり丁寧にやらないと、何か「時間切れだよ、何とかしてね」というふうにしかな聞こえてこないというのがあるので。</p> <p>もう一個、これに関しては、多くの自治体では情報公開及び個人情報保護の審査会というのを持っていますよね。うちもありますよね。そこの審査会の権限としては、何か問題が起こったとき、例えば情報公開請求をして、それがはねられたと。非公開だとかというときに、そこに審査請求をするという機能と、もう一個は、必要な事項について具申する権限がありますよね。つまり、今年の春から今にかけて、多くの自治体ではその審査会を活用して、要するに第三者の立場も活用して、うちの自治体の個人情報保護制度をどういうふうに変えたらいいですかという諮問をして議論してるんですよ。恐らく木津川市もやってるかなと思うんです。精華町はやってるんだけど、木津川市はやってるかと思うんだけど、そこの結論がどうだったのか、どんな議論がされてどんな結論に達してるのか、どんな理由で。</p> <p>うちがやってないんだったら、うちが諮問をしてないんだったら、木津川市と精華町の結果、構成市町村だから、構成団体のそれぞれの審査会の議論の経過、経緯も一個の参考になるわけなので、そこはもうちょっと丁寧にやらなかったら、いわゆる私たちが無責任な形でこれを提案することになっちゃうから。</p> <p>何遍も言いますが、これを議決する以上、責任を持つ必要があります。責任を持つ以上は、中身を理解する必要がありますということです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがですか。</p> <p>今、事務局からの提案は、2月8日に組合議会の個人情報保護条例をつくるとして、そのつくるという了解をもらえればスケジュールに従って進めていきたいと、内容については議運で議論いただきたいというのが提案だったわけです。</p> <p>それに対して、佐々木さんから今幾つかのことが示されたわけですが、どうでしょうか、皆さん。どうお考えでしょうか。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>納得できて提案するべきですから、それは。納得できない状態では、仮に議員立法になってもサインできませんよ。質疑しますよ。</p>

宮嶋委員長	佐々木さんの意見は分かりました。 ほかの委員の皆さん、どうですか。 伊藤さん。
伊藤委員	これは全員が賛成でないと駄目なのか、それとも過半数でいいのか。
佐々木委員	そりゃ過半数でしょう。
宮嶋委員長	はい、事務局。
松井総務課長	先ほどご説明させていただきましたのは、議会運営委員会でご議論 いただいて、総意であれば議会運営委員会でご提案いただければどう かというような説明をさせていただきましたが、発議要件につきましては、お一人の発議者とお一人の賛成者があれば、発議としては成立 いたしますので、それに基づいての議員からの発議というのは可能と いうことにはなります。 ただし、それをするに当たっても、先ほど言いましたようにこの条 例案に関しては罰則規定が設けられておりますので、そういったもの を整えた上でのご発議ということになるかと思っております。
宮嶋委員長	ただ、伊藤さん、やっぱりつくる以上、議会が発議する以上は、議 会の総意によってやらないと、それはちょっと。今、佐々木さんが反 対しますというふうに。
佐々木委員	反対じゃなくて。
伊藤委員	いや、そういうニュアンスだったから、1人でも反対なら。
宮嶋委員長	いや、それはできる。だから、条例やから、条例をつくるルールに 従ってれば何でもできるんだけど、中身の問題やから、中身をどう するかという問題。
佐々木委員	よろしいか。ちょっと正確に話を聞いてください。何遍も言ってま すけど、私らが議員立法で提案する以上、中身を熟知して理解して納 得してなかったらできないでしょうと、まず。中身も知りません、何



<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>が書いてあるか分かりませんなんて話だったら、そんなもの提案する資格なんか何も無いわけですよ。</p> <p>だから、あとは、さっきから申し上げてるのは、十分8人が理解できるような前段階があるわけじゃないですか。さっき申し上げたように各市町の情報公開、それから個人情報の審査会の議論の経緯だとかというのもあるし、また、ほかの自治体の動きというのもあるし、どういう案をつくらうとしてるのかというのもあるし、そういった幾つかの論点のところを整理した上で、納得できれば同意できるわけでしょう、それは。納得できれば賛成しますよ。</p> <p>ただし、納得できない状態で見切り発車されたら、それは賛否は現在も表明しませんが、当然それは私が納得できないまたは理解できないところは、提案された方に質疑はすることになるので。だから、できるだけみんなが納得して同意できるような条件をどうつくるかというのをどうするかですよ。</p> <p>現段階で賛成、反対を言ってるわけじゃありません。そういう条件を整理してほしいということです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、どうですか。 森本さん。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>この中身について、1月18日の議運でもう一度しっかりとしたものの中身を検討するということですね。そして、今、つくる方向か否かというのを、結論を出しておいてもらわないと、罰則規定の検察審査がそれに通らないと。だから、先ほどの逆バージョンで、罰則規定は後でもいけるから、それまでの分は、佐々木さんが言わはるように、納得できる状態でいくなれば18日に審議してから出すと。だから罰則規定なしで2月8日に臨んだらええん違うかな。その後、罰則規定については検察庁の部分をつけなければならぬんやったら、つけたらいけるん違うの。ちょっとその辺は。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いやいや、そうなればええんやけども、そういうことじゃなくて、内容は確かに、日数をどうするかとかはまだ変更の余地は十分あるんだけども、罰則規定がついている以上は検察協議が必要なので。この条項がなければいいんだけども、個人情報保護だから、それに違反した人については罰則規定を設けないと、結局個人情報保護というたっただだ漏れになる可能性がありますよと。そういう縛りの問題やからね。</p> <p>ただ、さっき佐々木さんからあったように、じゃ、この議会が持つ個人情報とは何かということもあるわけだから、その点での整理は必要だろうというふうに思います。</p> <p>ただ、今日ここで一定のゴーサインを出さないと、少なくとも2月</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>8日の本会議で決めることは難しいだろうと。もちろん別のときに臨時議会を持ってということはある話だけど、臨時議会を持つというのはなかなか至難の業ではありますけど。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>だから、確認したいのは、ここの資料に書いてある「案の状態」「修正等は可能」と書いてあるじゃないですか。この修正可能というのはどの範囲かが1個問題になるわけです。つまり、検察庁協議にかけるということは、検察庁って要するに司法の一部だから、委員長がおっしゃったように、何かに違反した行為をした人に対して罰を与えるわけです。それって均等原則があるでしょう。例えば大野さんのそれを私が盗んだだけで死刑にはならないんですよ。ですので、罰されるかもしれんけども、死刑にはならない。</p> <p>だから、罰則規定というのは要するに犯した罪というか犯した行為に対して、妥当かどうかでしょう、それが。そのことだけを検察庁がチェックするんだったら、さっき私が申し上げたような期間、いつの問題とかいうのは、後で修正可能だということが確認されてるんだったら、そこは保留しておきながら年越しの1月18日とかの議運で再度協議させてもらったらいいと思うんだけども、どこまでが修正かけられるのか、まず説明願えますか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、松井さん。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>私どもも、これにつきましては後で議会発議になるものですから我々で勝手に動くことはありませんので、検察庁にこのスケジュール感でいけばどのあたりでどういう内容でご相談をすればいいかという問合せを担当のところにさせてもらいました。その際に聞いた話が、まずは約1か月ぐらいの期間の余裕は見てくださいと。プラス、そうしたら、それまでに案が固まらない場合はどうしたらいいですか。案の状態でもいいから、まずは検察庁協議をかけてくださいと。これは今、全国的な問題になっておりまして、検察庁のほうもできるだけ対応させてもらいますというご回答はいただいております。</p> <p>その中で、先ほど佐々木委員からあったような具体的な部分までは、申し訳ございません、具体例を挙げては聞いておりませんので、例えばですが、罰則の部分の金額そもそもが変わるとかという部分については、そもそもですので、恐らく再協議というような扱いになるかと思っております。</p> <p>ただ、条文の中で罰則規定に直接的にぶら下がらない部分でありますとか、組み直しとか文言の整理とか、そういった部分については、恐らくですが、検察のほうもそんなに大きな再協議の対象にはされていないというふうな認識でおりますので、検察庁協議に係る一番基本は、先ほどの一番最後に罰則規定ということで罰金を設けております</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>ので、ここはまず一番、最重要の部分になってるのかなとは感じております。</p> <p>この部分につきましては、我々地方自治体のほうで制限を設けられる、国のほうでは10万円という罰則規定がありますけども、自治体のほうでは5万円というのが最大限度になろうかと思ってますので、5万円という額で。これにつきましては、市議会議長会の当初の案、あるいはせんだって木津川市議会のほうで提案された案、こちらのほうも5万円という形で提案されておりましたので、妥当ではないかということで、素案のほうにはそういう形で載せさせていただいております。</p> <p>これが、おっしゃってますように、木津川市議会と精華町議会のほうのご提案の内容がかなり変わるようであれば、それはここですり合わせていただく必要がある、案とする必要があるというような形になろうかと思っております。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>過料が。検察庁はこれとこれで。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>失礼いたしました。申し訳ございません。訂正をさせていただきます。</p> <p>検察庁のほうで必要なのは、第53条、資料でいいますと、ページを打っておらなくて申し訳ないんですが、第53条になります。第53条の下3行辺り、「個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」。第54条、こちらのほうで「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」。申し訳ございません、この部分が適用にかかるということで。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>第6章でしょう。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>第6章の部分でございます。</p> <p>私、先ほど申し上げました、すみません、第57条のことを申し上げましたけども、過料の部分のことを申し上げましたけども、こういった部分は我々の組合のほうではこのほうが適切であろうということで、若干、内容としては法と変わってるところという部分でご理解いただければと思います。申し訳ございません。訂正させていただきます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>だから、要するに今は第6章の部分が検察庁協議になった場合に変更が難しくなるという項目だとしたら、第5章までは、まだこちらの</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>サイドとして変更が可能であるんだったら、それは引き続き協議をさせてもらったらいいいし、さっき申し上げたようなものをちょっとまとめてもらって、私らが考えられるような条件をどうつくってもらうかになるわけです。</p> <p>何遍も言いますが、守るべき個人情報がないのにこれはつくる必要はないわけです。また、個人情報の中身によって罰則も変わると言うんです。例えば行政が本来持っているような病歴とか納税経緯だとか、そんなのはかなりナイーブな情報だからまだいいと思うけども、仮にうちが、議会が持っている個人情報が氏名だけだったと。例えば傍聴者の氏名だけだったとなった場合に、そこまできつい罰則が要るかという話になるじゃないですか。やっぱり氏名を漏らしたということと、この人の納税額とか病歴を漏らしたのと、全然これは罪の重さが違うわけですから。</p> <p>だから何なのかといたら、この組合議会が保有する守るべき個人情報って何ですかというのはこれ特定しないと、量刑だとか救済措置だとかといたところが妥当かどうかという話にならないので、ぜひともそれは、私らが回答というか考える時間に余裕を持って、何らかの、近隣だとか、または、やってるかどうか分かんないけども、情報公開・個人情報審査会の諮問があったかどうかとか。組合だけじゃなしに2つの市町、木津川市と精華町に諮問をして、その諮問の結果、こういう条例案としてなってるのかなってないのか、そこがさっぱり分からないので、ぜひとも情報提供していただきたいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いま佐々木さんからでた問題。 はい、松井さん。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>まず、我々のほうで持ち得る、あるいは可能性のある個人情報を全て網羅してご説明はできませんけども、まず一つは、おっしゃったように、傍聴の申込書に書いてある氏名、住所、こちらのほうはあります。それと、今は持っておりませんが、これからあり得ると言われる部分については、議会に対する請願、要望、意見書が出てきた場合に、そこに記載されている氏名、住所。あるいはそれに署名欄がついてた場合は、署名簿に書かれた氏名、住所。こういったものは議会のほうで保有する個人情報に当たってくるのではないかなというふうに思っているところでございます。</p> <p>それと、各市町の状況につきましては、確認なんですが、議会が設置する条例の制定と、執行部が行っている執行機関としての条例改正、ここの施行規則のほうですけども、執行部側も議会側も同じ審査会に諮問したかどうか、それぞれ確認せよということですか。議会条例の制定に係ってだけということですか。</p>

宮嶋委員長	はい、佐々木さん。
佐々木委員	<p>現瞬間は、今ある条例によって運用しますから、現在は議会の個人情報保護条例はないですよね。行政の保護条例の範囲に入ってるわけですよね。だから、今できるのは行政が持つてる個人情報保護条例に従った情報公開・個人情報審査会での諮問しかできないですよね。今の段階では議会が諮問するわけにいかないから。</p> <p>もう一個、さっきおっしゃったように、参酌として、参考として木津川市、精華町の行政の動きも参考にするとおっしゃったわけだから、じゃ、2つのまちの動きが、どんな議論の経過があつて、第三者の審査会はどんな議論をしてどんな意見を出して、それがどのように条例案に反映されているのか、されていないのか。また、必要だったら周辺の、これ、全国的に一緒だからね。周辺の幾つかの自治体がどんな動きをしてるのか。</p> <p>さっき申し上げたように、大きな省庁と10万人以下の自治体とでは全然保有状況も違うので、個人情報のね、保持状況も違うので、同じような扱いをすること自体が不合理だと思うから、そういったことの状況が分かるようにしてもらったら、どっちを選んだらいいかなどというのは考えやすくなるわけですので、そういう意味です。</p> <p>だから、現段階では、議会が諮問することはルール上あり得ないので、そんなことは求めてません。</p>
宮嶋委員長	<p>ちょっと私から聞くんですけど、精華町は先ほどチームをつくって議論をしてるといことなんですが、どういう到達なんですか。いつの議会に出そうとされてて、かなり、今、佐々木さんが説明されたようなことがメモのようなものであるのであれば、参考に出していただくとかいうことは、逆にできるんですか。</p>
佐々木委員	<p>よろしいですか。基本的には論点だとかは、それは多分どこの自治体も持つてると思うので、そこは大きく変わらないと思うんですけども、さっき申し上げたような不開示の場合だとかいったようなことをどうするかという、日数をどうするかという問題だとか、幾つか申し上げたものです、論点になるのは。</p> <p>実際、匿名情報、仮名情報というのがあから、それをどういうふうに扱うかだとか、あと、議論というか、条例では規定はしませんけども、確認としてあつたのは、じゃ、うちの議会議員が持つてる情報、8人が持つてる個人情報も相談するわけです。それは対象にしないということで確認をしています。今からつくる議会の個人情報保護条例の対象にはならないという確認をさせてもらっているところなので、そういう幾つかのポイント、ポイントを確認した作業はさせてもらっています。</p>

<p>佐々木委員 つづき</p>	<p>12月上旬の全員協議会で、一応議運案を全議員に説明をさせていただきました。特に異論がなかったので、これから、今議論してるみたいに、検察庁協議にかけますよと。町村議会の場合は単独じゃなしに町村議長会が窓口になってまとめてやってもらうという話になってますので、町村議長会にお願いをして、うちも、精華町の議会もお願いして検察庁協議にかけますよというところが現瞬間です。</p> <p>予定としては、さっきあったように、1か月ぐらいかかると思うので、多分1月か2月ぐらいには検察庁からの回答が来ると思うので、それをもう一遍踏まえた上で正式な条例案をつくって、3月議会に提案の予定で今は進行中というところです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>それで今、全協にはその案というのは出されたようですけども、案というのは結構こういうものなんだけど、そこのところでの論点整理をしたポイントみたいなものが、一枚物とか二枚物か知らんけど、あるわけですか。</p>
<p>竹川委員</p>	<p>町村会の原案と、町のもの。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>じゃ、それは1回ちょっと事務局に提供いただいて、また各議員も、特に木津川市の議員はそういうもので勉強させてもらうということで。</p> <p>今、佐々木さんからあったそういう幾つかのもので、事務局のほうでつくれるものがもしあるのであれば、それはもう出していただいて、それもやっぱり議運の当日というのはちょっとしんどいので、事前に見ていただいてやるということはするんだけど、ただ、今日自身で、方向性として、この検察庁協議をオーケーするのかしないのかということは確認しておかないと、これ前に進みませんので。</p> <p>はい、竹川さん。</p>
<p>竹川委員</p>	<p>だから、もうあとは執行部とのすり合わせという段階なんですね。もうほぼそういう段階。罰則規定が要りますので、リミットがあるというのは大体みんな分かっていると思う。</p> <p>そもそも、要は事務局員の情報でしょう、ほとんど。言ってるのは職員、つまり事務局員のことなんです。要するに、あなたたちのことなんです。それが、佐々木委員なんかも聞いているように、ほとんど傍聴へ来た人の名前ぐらいやったら要らないと思うんです。要らないん違うんですか。それはどう判断されますか。出してきたということは要ると思っはると思うねんけど、僕は要らないと思う。こんな条例、僕はもう要らないと思う。議会は要らないねんから。あってもいいし、なくてもいいんだったら、僕はもう別に本議会で要らないと思いますけど。</p>

宮嶋委員長	はい、事務局長。
金森事務局長	<p>先ほど課長のほうから説明したように、確かに傍聴規定、それから、今後あるかもしれない請願なり、そういったことの住所、氏名と、あるいはそれに添付された署名簿ぐらいだろうという思いです。恐らく違うものが出てくるかもしれませんが、ただ、今現在でも個人情報保護条例というのはあるのはありますので、その上で今回の法改正に乗るか乗らないかという判断、これもまた必要になるのかなというふうに考えております。</p> <p>何もなければ、言われるように本当に必要ですかと、それこそ私のほうじゃなくて議員の皆さま方にご意見を賜りたいところです。判断いただきたい。現に、現行の条例もあるというところでもありますので、そういった意味では、このまま置いておくというよりも法改正があったのであれば、それをいい意味で手を入れていくと。そこには罰則規定を書き込んでおく。そういう意味では、整理をする必要があるのかなという気もいたします。</p>
宮嶋委員長	はい、佐々木さん。
佐々木委員	<p>竹川さんが言っているのは、そもそもに戻れば、個人情報保護条例制度は、今からつくるんじゃないんです。既にあるんですよ、それぞれの市町に条例が。今の現瞬間でいえば、その市町が持つてる個人情報保護条例の範囲に議会も入ってるんです。ということは、多分ここに書いてあるけども、個人情報ファイルを作ってるわけでしょう。今でも作ってるはずなんですよ、各議会は。だから、この条例案にある、個人情報ファイルかな、個人情報簿かな、登録簿かな、どちらかは選べると思うんだけども、個人情報ファイルか個人登録簿か、どちらかが現在も運用してるはずですよ、それは。そこに載ってるものが保護対象でしょう、この条例の立てつけからいえば。</p> <p>だから、今扱ってるものは何だと聞いておるわけです。今、議会が扱ってる個人情報保護簿もしくは個人情報ファイルの作成してるものは何ですかということなんですよ。あるでしょう、条例があるんだから。</p>
宮嶋委員長	はい、松井さん。
松井総務課長	<p>今回の法の話に合わせたような話ですけども、例えば1, 000件とか、一定件数を越えたものをそういった登録簿で整理をしながらということになってます。</p> <p>我々のほうではそこまでの、今ここで件数を持った個人情報という</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>のは所有しておりませんので、言うたらそれぞれの単体で持っている。それは簿じゃなくて、単体としてのそういったファイルを持っているという状態です。</p> <p>令和5年4月1日現在、これを例えば条例制定したとしても、状態としたらその状態なので、個人情報ファイルとして整理をする1,000件以上の個人情報となれるものは、まずはスタート時点ではありません。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>よろしい。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>だから、ちょっと細かい話になるかもしれんけども、要するに今おっしゃったように、一定数以上のものが義務化されてるだけで、それ以外はならないよね。逆に言えば、うちみたいにちっちゃなところであんまり量を扱ってないところであったって、1,000件あるから大事な情報であって、10件だから大事じゃないという話にならないじゃないですか、同じ個人情報という性格からいえば。</p> <p>だとしたら、今、論点の一個になるけども、その1,000という数字を下げるという方向、考え方もあるでしょう、例えば。今、決めつけて言ってるわけじゃないけども、だから、対象となるものを限定するとか、もっと対象を増やすためには、何個以上というのを下げれば対象は増えるわけですよ。分かりますよねそれは。</p> <p>だから、そういうことに触るかどうかですよ。何遍も言いますが、この法自身の本体は、本省とか、さっき言ったように国交省とか、または京都府とか京都市とか、ああいうのを想定してつくられてる可能性があるから、弱小とか、ちっちゃな小規模のところというのはそこまで対象にならなかったということがあったから。それでも個人情報を守らなあかんという立場に立つんだったら、対象になる件数を増やす、つまり対象を増やす作業をどうするかというところが一個の論点になってくるわけです。</p> <p>そこのところをちょっと整理して、うちのサイズに合った、さっきから議長もおっしゃってるけども、うちの規模に合った規模で、なおかつ個人情報制度が機能するような仕組みをどうつくるかでしょう、目的としては。だから、そこのところの論点をちょっと整理してもらわないと。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただ、論点は整理するとしても、今日のこの場でゴーサインを出すのか出さないのかというのは、ちょっと皆さんで決めてもらわないと、日程的なことがあるから。</p>



佐々木委員	これは単独折衝ですか、検察庁との。
宮嶋委員長	はい、松井さん。
松井総務課長	私どもの方から、直接に検察庁のほうに相談をかけます。
佐々木委員	ということは、ずらすこともできるんやな、ある意味。
宮嶋委員長	ただ、2月8日というのを一つのお尻にするならば、今、今日自身のゴーサインがなかったらできませんからという提案で、皆さんのところの判断。最終、提案するのは議員ですから、議員が必要だ、やろうということ言うてもらわないとできないし、もうちょっと先延ばしやし、今は決めないと言うんやったら、もうそれもありですよ。
佐々木委員	要するに、逆に言えば、ちょっと極論を言うけども、仮に計算上、ゴーサインをかけますと。一応1か月後に了解という返事が返ってきましたと。けども、この条例自身を4月1日施行で提案しない道も残ってるということやね、逆に言えば。
宮嶋委員長	それはあり得るでしょう。あり得る話ですよ。要するにこの中身として、検察庁が了解しましたと、罰則規定は了解しましたというだけやから、それができるかできひんかは関係ないでしょう、ある意味。
佐々木委員	だとしたら、二百歩ほど譲って、いわゆる罰則規定に関して検察庁協議が必要だという、それはそれで今日了解するとして、ただ、それを最終提案するかどうかとか、それ以外の項目、さっきから議論してるそれ以外の項目については、再度ここで、資料を作ってもらった上で、来月のこの場で協議を進めるということならまだ分からないでもない。
宮嶋委員長	ただ、前向きに皆さんが考えてもらわないと、いや、協議はするけども、やっぱりもう要らんやないかという話になったら、ある意味、今日ここで結論出さんと先延ばししてもいい話なんだけど、18日の議論も踏まえて前向きな方向で、中身は皆さんがつくるわけけども、やるのかやらないのかをちょっと判断してもらわないことにはあかんわけです、その意味では。

森本副委員長	でも、局長はさっきやるって。
宮嶋委員長	だけども、今、佐々木さんから幾つか条件が出てるから。
佐々木委員	いやいや、ちょっと待ってください。条件というか、納得した上で、私らが大体の説明をできる状態にして、提案して、通すなら通しましょうよと言ってるだけの話ですよ。
宮嶋委員長	<p>だから、そういう意味では、精華町議会は議論をされてきてるわけやから、納得の部分で言えば、ある意味つくられてるわけでしょう。ただ日数とか中身のところの根拠づけを明確にしたいと言われてるわけやから。</p> <p>どうですか。よろしいか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、それで進めるということで。</p> <p>ただ18日に、また今日みたいな議論になったら進みませんので、ちょっとそこは、さっき言ったように精華町議会のポイント整理とか、今、佐々木さんが事務局に求めたようなものの整理とかはちょっと事前に出してもらって、基本は前に進める方向だと。どうしても納得いかないのであったら、それはあり得るけれども、基本は前に進める方向だということで、皆さん、今日確認してくださいね。そうしないと、これ18日、また大変ですよ。</p>
佐々木委員	精華町議会の議運で検討した資料については、一応聞いて帰りますが、現段階では内部資料で精華町議会の同意がなかったら出せないもので、そこはちょっと了解しておいてください。相談しますから。
宮嶋委員長	だけど、原文を出せというのじゃなくて、この間の経過があって、一定のそういう整理ができてるわけでしょう。だから、そこはあんまり。あなた方自身の問題でもあるんやから。
佐々木委員	佐々木個人の情報じゃないのでという意味です。
宮嶋委員長	ただ、竹川さんも大野さんも了解した上での話やから、佐々木さんが個人的に決めてきたという話じゃないから。それはいいですね。

竹川委員	いいんですけど、僕、不動産会社の社長をやってるんですけど、こういう仕事をしたら、首切られますよ。首切られますよ。
宮嶋委員長	どういう意味。
竹川委員	つまり、僕、佐々木議運委員長の下に、制定チームに入ってずっとやってきたんですけど、ここの議会はつくらへんのやとずっと思ってたんですよ。何にも言わないじゃないですか。もう尻に火ついてからこんな言われても、こんなことを商売でもしやったら、おたく、わしの会社なめとんのかと、竹川みたいな会社やったらもう縁切ると絶対言われますよ。つまり、ずるいですよ。こんな時期に出すなんてずるいですよ。何で、分かっているでしょう、こんな法律なんて。せめて、何で夏に出さないんですか。分かっていたんでしょう。何でこんな時期に出すんですか。こんなの社会常識に反しますよ。
宮嶋委員長	はい、松井さん。
松井総務課長	<p>これまでの経過から申し上げますと、おっしゃるようにそういった動きがあるということで、今年度、春先から、いわゆる執行部側も含めてです、関係協議なり関係会議なり様々開かれる中で、夏頃までに一定の方向が出てきて、全国的なことの調査も入りました。</p> <p>その時点では我々のほうで、議会が外れます、議会がつくるかつくらないかは、構成市町の動きも見ながら、構成市町議会の動きも見ながら判断していくものというふうに考えておりました。</p> <p>それが動き出したのが、当然、今、木津川市議会は先ほど12月議会で提案されましたので、そういった動きが秋口に動いてきたというのが見えてまいりました。精華町議会様のほうは恐らく12月にはまだ出てこないというようなことで動きは聞いておりました。そういったのが整わない限り、組合単独で構成市町のことをなしにやっていくのはどうかというような判断もありましたので、その動きを見ながら進めてきたと。</p> <p>今、12月に木津川市議会が出されて、精華町議会も3月に向けて整えられてるという話を聞いた上で、今、一番早いタイミングで出せたのがこのタイミングだったということになってます。</p>
佐々木委員	それは違うって。
宮嶋委員長	いや、もうそこの議論はやめましょう。 それで、基本的にはさっきの話は、検察庁協議をやるよという合意

宮嶋委員長 つづき	はしたんだから、あとはもう18日に向けて、皆さんが前向きに取り組んでもらう。それで、どうしてもそれはあかんから、もうこれはやめましょうと言うんやったら、それもありやけども、せやけど、それが今、前提やったら検察庁協議する必要はないので。
佐々木委員	条件つきだけども、それは一定は前だと思うんだけど、ただ木津川市議会は12月議会で、議会個人情報保護条例をつくったの。
宮嶋委員長	昨日。
佐々木委員	だったら、そこをつくった経緯も含めて出してもらえますか、木津川市議会側の。何でこういうふうにしたのか。まだ私、内容は知らないけども。
宮嶋委員長	基本的にはもう標準条例。
佐々木委員	いや、だから、何でこういうふうにしたか。
宮嶋委員長	特にそれに異論はないということで議論になったからです。
森本委員長	全国統一やということだから。
佐々木委員	それは理屈になれへんじゃないですか。
宮嶋委員長	ごめん。ただそうなのは事実やから。それ以上言われてもここで議論にならん。
佐々木委員	だとしたら議論にならないですよ。だから、精華町議会はさっきから言ってるように、議会のメンバーが、動きが分かってたから、こういう動きがあるのを分かってたから。
宮嶋委員長	だから、精華町から出してちょうだい、我々は検討しますと言ってるじゃないですか。

佐々木委員	<p>だから、木津川市も参考に出してくださいよ、だったら。なぜこういうふうにしたのかということ。</p> <p>だって、一方の考え方は出すけども一方は出さないという考え方でしよう。</p>
宮嶋委員長	<p>いや、一方は出さないじゃない。一方は、だから、全協で、あれは9月議会の全協やったかな、議論したの。9月議会の全協やね、説明を受けて議論したのが。だから、その資料はありますよ。せやけど、その資料は、基本的には全国市長会が出してるような参考資料ですよ。</p>
佐々木委員	<p>もちろんそうですよ。</p>
宮嶋委員長	<p>だから、それを了としたから、基本的にはそこまでいっているというだけで、それ以上のものはないわけですよ。一つ一つの論点で、ここは木津川市はどう考えようかという、そんな話はないわけです。</p>
佐々木委員	<p>でも、恐らくは行政側も施行条例をつくらなあかんわけだから、論議してるわけでしょう。おそらく、審査会も含めて、または行政内部も含めて、担当課も含めて議論してるはずですよ。その経緯も説明を受けてるわけでしょう、議会は。ということは、資料が。</p>
宮嶋委員長	<p>それは、議会は12月議会で市の条例が出て、その市の条例を議論したというだけやから、事前に何か市の説明を受けたという話はない。それは総務文教委員会にかけられて、この12月議会で審議をされて、委員会可決して本会議で可決したということやからね。</p>
佐々木委員	<p>それは本体の条例、議会の条例。</p>
宮嶋委員長	<p>いやいや、本体の、市の条例。</p>
竹川委員	<p>行政やね。うちは3月議会やけど。</p>
宮嶋委員長	<p>だから、それは木津川市のあるものを出せと言われたら出すけど、そんなに深く議論した経緯はなくて、基本的にはそういう全国市議会議長会の参考資料のとおりやったというだけの。</p>

<p>佐々木委員</p>	<p>だから、精華町のを若干補足しますと、私どもの議会で、1個の論点は、住民の権利をいかに守るかという立場ですよ。そのためにどんなルールが要るかというのが一つの論点です。</p> <p>もう一個の論点は、同じ精華町の本体と議会とが違うルールが採用されるのはまずいよねというのがあるわけですよ。例えばある日数が、例えば議会は14日だと。ところが、本体は20日だということが起こるのはまずいよねという議論も一方であるわけです。そこはすり合わせをしようということで、1人の人が、議会のほうは何か2週間で、こっちは20日なんていう話にはならないでしょうということは一応行政側とも事務局を通して事務的な折衝はしてるんです。</p> <p>だから、全部が全部、100%議会側の意思が反映してるわけじゃないんだけど、少なくともそういった意味でのすり合わせというのは多分してるんでしょう。木津川市本体と木津川市議会のすり合わせというのはされてるわけですよ。</p>
<p>森本副委員長</p>	<p>してないと思う。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>いや、してなかったら提案、可決できないじゃないですか。だって、住民の権利に関する個人情報というセンシティブなことに対する条例ですよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>だから、そこは合わせたんだらうと思うけれども、それが、例えば先ほど精華町が言われたように、そういうチームをつかって、そのチームの代表が市側の者と議論するということはなかったらうし、それは議会事務局または議長と行政側とのやり取りはあったかも分からんけれども。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>じゃ、誰がその2つの全協で準備して説明したんですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>議会事務局です。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>ああ、そういうことか。じゃ、事務局が事務的に進めてきたと、委員会じゃなくて。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>そういうことです。</p>

佐々木委員	それ、おかしいって。
宮嶋委員長	おかしいと言われても、それはそうなんだけども。
森本副委員長	時間が。
宮嶋委員長	だから、どうなんですか。さっきの議論にまた戻っちゃうんだけど。
佐々木委員	<p>だから、取りあえず検察庁協議についての部分に対しては、さっき話があったように、検察庁協議以外の、要するに罰則以外のところはまだ変更し得るという話でもあるので、そこはちょっと保留しておいて、罰則部分に関して取りあえず協議をしてもらって、その協議の整った結果と、それから来年の1月の本委員会での議論の結果で方向を決めたらいいんじゃないですか。</p> <p>だから、今日段階で絶対条例をつくるということを、そこまでは決められないと思うので、論点整理した上で、そういう結論になればそうなるし。</p>
宮嶋委員長	<p>ただ検察庁協議の中身は大きく逸脱してないから、それでバツになるとかということはないと思いますので。だから、要は我々の姿勢ですよ。そういう、今、佐々木さんが言わはったように、行政と議会との関係で、基本的にはほぼ同じようなもので、市民から見ても大きな違いがないということであれば大体整理がつくし、それでももう要らんとするんやったら、その要らんか要るかの違いは大きいわけで、そこだけはやっておいたら、あとは皆さんにすり合わせをすることができるわけ、中身を。</p> <p>はい、竹川さん。</p>
竹川委員	やっぱりつくろうと思ってるぐらいは教えてほしかった。ここまでのないんだから、てっきりないと思ってたのに、それで今判断しなさいというのは酷な判断ですよ。
宮嶋委員長	分かった。もうそれは分かったけども、だから、要らないというのか要るといのか、結論を言わないと。酷な判断ですと言われても、それは前に進まない。

佐々木委員	いや、だから、判断できるだけの情報がまだないという。
竹川委員	そういうことなんです。
森本委員	だから、さっき委員長が言わはったように、今後の展開によってはバツもあり得るということやろう。
宮嶋委員長	それはあり得る話なんや。けども、最初の気持ちは、初めからバツにしようと言うんやったら、ここでもうなしやと決めてしもうたらええ話やけども、検察庁協議はやりますし、基本的には前に進めようということを確認するのか、もうやめましようかとするのかは全然違うわけやから。
佐々木委員	<p>そうですし、今の段階は、さっきも言ったように十分な検討材料がない状態で急に今日出されてて、まだ全然読めてない状態でしょう。だから、つくるかつくらないかという判断もできないわけですよ。</p> <p>でも、検察庁協議はやっぱり一定時間を要するからというところを今出されてるわけですよ。そこはやむを得ず切り離して、それも若干異論もあると思うけど、切らな仕方ないと思うけども、あとの部分、罰則以外の部分、第6章以外の部分については再度、先ほどから何遍もおっしゃってるような検討材料を整理してもらって、それで皆さんが判断できて、それが住民の利益になると、この組合議会で保有する個人情報に何があるのかということを確認にすることが進めば、それはこれだけこっちも持っているんだったら要るかなということになるかもしれないし、もし個人情報が今後ないんだったら要らないねとなるかもしれないし。</p> <p>要するに、誰の利益を守るための条例ですかというのが根本にあるわけだから、守るべき利益があるのだったら守ってあげなあかんし。</p>
宮嶋委員長	<p>じゃ、今出たものを、お互い情報、資料を出し合って、18日のときにはそこで判断して決めましょうよ。そうしないと、今日、言われるように、どこに立ってということ自体が立てないと言わはるんやったら、それはしゃあないわね。</p> <p>じゃ、そうした上で、ただ、やる以上は前向きにやっていかないとあかんと思うので、そういう意味で、議員が決める条例ですから。</p> <p>だから、初めからバツということではないんだということやってもらわないと、初めからバツやったらもうここでバツにしないと、それは正直、今忙しい中で、先ほどの課題も残ってる中で、いっぱいやらんないかん。</p> <p>いいですか。</p>



佐々木委員	いや、だから、さんざん言ってるじゃないですか。今出すのが間違っているって話、それは。
宮嶋委員長	でも、そうなったんだから、それ以上のことを間違っているとと言われても修正できない。
伊藤委員	もう堂々巡り。
宮嶋委員長	<p>もうやめましょう。</p> <p>じゃ、すみません。進行がまずかったですけれども、説明もいただきましたので、先ほどの確認したことをやりながら、これで今日の議会運営委員会を終わります。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を閉会とします。ご苦労さまでございました。</p> <p style="text-align: right;">(17:10)</p>
	<p style="text-align: center;">この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: center;">委員長 _____</p>